

# I 平成 25 年標本改正の概要

## 1 基本的な方針

平成25年標本改正では、母集団情報を直近の平成22年国勢調査に基づいたものとするが、基本的な標本設計については以下のとおりとし、平成20年標本改正から変更しない。

(1) 「二人以上の世帯」は、市町村を地方・都市階級などにより層化し、市町村、単位区、世帯を抽出単位とする層化3段抽出法を用いる。

ア 全国の層数及び調査世帯数は、以下のとおりとし、各層から1市町村を抽出する。

○ 層数：168

○ 調査世帯数：8,076

ただし、東日本大震災により調査の実施が困難となった岩手県大槌町が含まれる小都市B・町村の東北1層については、同じ層内の市町村で調査の実施が可能となるまでの間、平成24年と同様1層と3層を合わせた中から2市町村を調査する。

イ 市別公表などを考慮して都道府県庁所在市及び大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）のそれぞれを1層とする。

都市階級別の調査世帯数は原則として次のとおりとする。

(都市階級)	(調査世帯数)
大都市	96以上
中都市	36
小都市A	24
小都市B・町村	12

注1) 都市階級

大都市：都道府県庁所在市以外の政令指定都市

中都市：大都市を除く人口15万以上の市

小都市A：人口5万以上15万未満の市

小都市B：人口5万未満の市

注2) 沖縄県には特例を設ける。

(2) 「単身世帯」は、実査上の問題により「二人以上の世帯」により抽出された調査単位区から抽出する。また、この調査単位区に加え、寮・寄宿舎を別途抽出する。なお、調査世帯数は745世帯とする。

## 2 「二人以上の世帯」の平成25年標本改正の詳細

### (1) 地方・都市階級区別の層数及び調査世帯数の変更

相模原市が中都市から大都市（都道府県庁所在市以外の政令指定都市）に移行したことにより、関東地方において、大都市の層を1つ追加し、相模原市を含んでいた中都市の層（従来の調査市町村：厚木市）を1つ減じた。これに伴い、都道府県庁所在市の調査世帯数について、抽出率の高い大阪市及び名古屋市より計60世帯を削減し、相模原市の調査世帯数は、厚木市の調査世帯数36と合わせ、大都市の最小調査世帯数である96とした（※大阪市及び名古屋市の抽出率を東京都区部並みに調整。）。

それ以外の地方・都市階級別の層（調査市町村数）数及び調査世帯数については、地方・都市階級別の二人以上の世帯数に大きな増減がないことから、変更しない。

表1 都道府県庁所在市・都市階級別配分世帯数、層数及び調査世帯数

平成20年標本改正			平成25年標本改正			
都市階級 (配分世帯数)注)	層数	調査 世帯数	層数		調査世帯数	
				増減		増減
都道府県 庁所在市 (96)	47	5,052	47	0	4,992	-60
大都市 (96)	4	384	5	1	480	96
中都市 (36)	30	1,080	29	-1	1,044	-36
小都市A (24)	45	1,056	45	0	1,056	0
小都市B・町村 (12)	42	504	42	0	504	0
計	168	8,076	168	0	8,076	0

注) ( ) 内の配分世帯数は標準的な数を示したものである

### (2) 層化及び調査市町村の抽出

全国及び地方別の調査結果の接続性及び実査に支障が生じないように、各層から市町村を抽出する際には、各都道府県に割り当てる調査市町村数及び調査世帯数の変動が、平成20年標本改正時の数に比べて最小限にとどめるよう配慮し、後述する層化及び抽出方法により別表1のとおり層化し、調査市町村を抽出した。調査市町村などの変更は以下のとおりである。

## ① 調査市町村の変更

標本改正に伴い、平成24年12月で調査を終了及び平成25年1月から新たに調査を開始するのはそれぞれ10市町村である（表2）。

**表2 平成25年家計調査標本改正 調査市町村の変更一覧**

地 方	平成24年12月で調査を終了する市町村			平成25年1月から調査を開始する市町村		
	都道府県名	市町村名	都市階級 注)	都道府県名	市町村名	都市階級
関 東	14神奈川県	212厚木市	中都市	14神奈川県	150相模原市	大都市
	13東京都	213東村山市	小都市A	13東京都	219狛江市	小都市A
	09栃木県	203栃木市 (旧藤岡町)	小都市B・町村	09栃木県	301上三川町	小都市B・町村
東 海	23愛知県	207豊川市	小都市A	23愛知県	208津島市	小都市A
	23愛知県	209碧南市	小都市A	23愛知県	226尾張旭市	小都市A
	22静岡県	325函南町	小都市B・町村	22静岡県	225伊豆の国市	小都市B・町村
近 畿	28兵庫県	442市川町	小都市B・町村	28兵庫県	205洲本市	小都市B・町村
	29奈良県	342平群町	小都市B・町村	29奈良県	427河合町	小都市B・町村
中 国	34広島県	302府中町	小都市B・町村	34広島県	309坂町	小都市B・町村
四 国	36徳島県	342神山町	小都市B・町村	36徳島県	207美馬市	小都市B・町村
計	10			10		

注) 平成24年12月までの都市階級区分

## ② 調整係数

### ア 調整係数の決定

調査結果の推定に用いる調整係数は、各層における調査世帯の抽出率の逆数に、最も調査世帯の抽出率が高い層（那覇市）の抽出率（168/83326※）を乗じた値としている。最も抽出率が高く、調整係数の基準となる層是那覇市であり、平成20年標本改正時から変更はない。

※平成20年標本改正時168/82205

### イ 調整係数の幅

平成25年標本改正に伴う二人以上の世帯の調整係数の幅を表3に示す。平成20年標本改正時よりも調整係数の最大値がやや小さくなり（35.5→32.6）、調整係数の幅が縮小している。各層の調整係数については、別表2に示す。

表3 二人以上の世帯の調整係数の幅

	平成20年標本改正		平成25年標本改正
全 国	1.0 ～ 35.5	→	1.0 ～ 32.6
都道府県庁所在市、大都市	1.0 ～ 14.3	→	1.0 ～ 14.6
中都市	2.8 ～ 22.4	→	2.7 ～ 20.6
小都市A	2.5 ～ 28.4	→	2.5 ～ 28.2
小都市B・町村	3.1 ～ 35.5	→	3.2 ～ 32.6

(3) 調査単位区

調査市町村に変更がない場合、標本改正による変更はない。

調査単位区は、1年間調査した後交替するが、全国で同時に行わず、12の組に分けて1か月ごとに1/12ずつ行うため、調査市町村に変更があり、調査世帯数に変更がない場合、変更後の調査市町村の調査単位区の交替月は、変更前の調査市町村の調査単位区の交替月を引き継ぐこととする。

新たな調査市町村となった相模原市の調査単位区の交替月は、従来の調査市町村であった厚木市の調査単位区と、大阪市及び名古屋市の調査世帯削減に伴い調査を終了することとなった調査単位区の交替月を引き継ぐ。なお、大阪市及び名古屋市の調査を終了する単位区は、調査地域及び調査単位区の交替月が各市において偏らないように選定する。

## Ⅱ 母集団、層化及び抽出方法

### 1 概要

家計調査の母集団は、全国の世帯から施設等の世帯及び単身の学生の世帯を除いた世帯であり、二人以上の世帯及び単身世帯に分けられる。

母集団からの調査する世帯の抽出は層化3段階抽出法による。第1次抽出単位が市町村、第2次抽出単位が単位区、第3次抽出単位が世帯である。

調査世帯は、二人以上の世帯の場合は各調査単位区から6世帯を、単身世帯の場合は2調査単位区のうち1調査単位区から1世帯を抽出する。

単身世帯のうち、20人以上が居住する寮・寄宿舎の世帯については、別途、特定の調査市において第2次抽出単位として寮・寄宿舎単位区を設定し、各寮・寄宿舎単位区から第3次抽出単位である世帯を6世帯抽出する。

ただし、単身世帯の調査単位区については、20人以上が居住する寮・寄宿舎は、その一つ一つを「寮・寄宿舎単位区」といい、これ以外の単身世帯が居住する調査単位区を「一般単位区」という。

### 2 母集団

#### (1) 母集団の定義

母集団に関する情報は、平成22年国勢調査の結果に基づいている（図1）。

なお、施設等の世帯とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者、住所不定者等をいう。

図1 家計調査の母集団

世帯総数 5195万世帯 100.0%	二人以上の世帯	二人以上の世帯の 母集団 3506万世帯 67.5%		家計調査の 母集団 5018万世帯 96.6%  (うち農林漁家世帯 <sup>注)</sup> 113万世帯 2.2%)	
	単身世帯	20人未満の寮・寄宿舎を含む世帯	1474万世帯 28.4%		単身世帯の 母集団 1512万世帯 29.1%
		20人以上の寮・寄宿舎の世帯	38万世帯 0.7%		
		学生の世帯			
施設等の世帯					

注) 農林漁家世帯とは、「世帯員に農林漁業就業者（雇用されている者を除く）がいる世帯」である。

## (2) 地方区分

標本設計に用いた地方区分は次のとおりである。

地 方	都 道 府 県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県、福井県
東 海	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

## (3) 調査対象世帯数

調査対象世帯数は、平成22年国勢調査の結果を用いて集計した。その結果、平成22年10月1日現在の全国の調査対象世帯数は、二人以上の世帯が約3506万世帯、単身世帯が約1512万世帯であった。

世帯状況<sup>注1</sup>別にみた地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表4-1～表4-3に、都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表5-1及び表5-2に示す。

注1 二人以上の世帯、単身世帯(一般単位区)及び単身世帯(寮・寄宿舎単位区)の3区分をいう。

表 4 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（二人以上の世帯）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	35,057,800	11,318,831	1,308,945	8,088,206	8,752,784	5,589,034
北海道	1,575,575	536,818	-	333,507	262,128	443,122
東 北	2,462,005	674,948	-	340,681	687,623	758,753
関 東	12,508,162	4,435,888	578,948	3,689,088	2,700,178	1,104,060
北 陸	1,430,088	518,915	-	174,025	416,866	320,282
東 海	4,105,908	993,885	214,688	1,046,142	1,302,358	548,835
近 畿	5,806,774	1,814,228	240,601	1,708,510	1,462,819	580,616
中 国	2,079,306	672,282	-	547,543	467,078	392,403
四 国	1,111,043	424,047	-	48,465	251,921	386,610
九 州	3,612,344	1,164,494	274,708	200,245	1,023,629	949,268
沖 縄	366,595	83,326	-	-	178,184	105,085

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表 4 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数（単身世帯：一般単位区）

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	14,739,795	6,481,666	627,349	3,119,835	2,835,445	1,675,500
北海道	775,250	317,810	-	165,496	102,418	189,526
東 北	811,494	305,509	-	120,191	199,437	186,357
関 東	5,976,410	2,906,347	331,581	1,508,205	930,700	299,577
北 陸	425,808	190,714	-	50,018	108,493	76,583
東 海	1,414,743	484,158	70,200	324,931	377,155	158,299
近 畿	2,481,132	1,117,045	96,357	661,422	454,686	151,622
中 国	779,889	298,111	-	192,196	166,328	123,254
四 国	426,627	190,631	-	18,657	81,572	135,767
九 州	1,509,226	630,541	129,211	78,719	351,523	319,232
沖 縄	139,216	40,800	-	-	63,133	35,283

注 1) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

注 2) 一般単位区とは、1人の一般世帯及び20人未満の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表 4 - 3 地方別調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)

地 方	調査対象世帯数
全 国	382,971
北海道・東北	26,170
関 東	158,306
北 陸・東 海	90,304
近 畿	52,654
中 国・四 国	30,068
九 州・沖 縄	25,469

注) 寮・寄宿舎単位区とは、20人以上の寮・寄宿舎の単身者が居住する調査単位区

表5-1 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(二人以上の世帯)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全 国		35,057,800	11,318,831	1,308,945	8,088,206	8,752,784	5,589,034	—
01 北 海 道		1,575,575	536,818	—	333,507	262,128	443,122	北海道
02 青 森 県		370,357	83,158	—	113,990	50,871	122,338	東 北
03 岩 手 県		350,475	78,976	—	—	131,487	140,012	
04 宮 城 県		618,998	276,073	—	43,287	146,807	152,831	
05 秋 田 県		293,486	91,347	—	—	121,873	80,266	
06 山 形 県		297,865	66,798	—	—	102,506	128,561	
07 福 島 県		530,824	78,596	—	183,404	134,079	134,745	
08 茨 城 県		806,935	73,905	—	153,417	392,396	187,217	
09 栃 木 県		540,800	138,612	—	87,849	214,298	100,041	
10 群 馬 県		556,651	94,779	—	220,272	158,619	82,981	
11 埼 玉 県		2,030,963	343,210	—	838,250	689,075	160,428	
12 千 葉 県		1,751,210	273,902	—	923,948	402,418	150,942	
13 東 京 都		3,459,561	2,308,354	—	698,300	429,117	23,790	
14 神 奈 川 県		2,536,060	1,042,669	578,948	658,024	143,448	112,971	
15 新 潟 県		622,520	216,654	—	126,758	176,713	102,395	北 陸
16 富 山 県		289,982	112,978	—	47,267	52,285	77,452	
17 石 川 県		310,097	120,927	—	—	105,926	83,244	
18 福 井 県		207,489	68,356	—	—	81,942	57,191	
19 山 梨 県		237,011	54,129	—	—	74,382	108,500	関 東
20 長 野 県		588,971	106,328	—	109,028	196,425	177,190	東 海
21 岐 阜 県		561,983	112,440	—	43,310	248,482	157,751	
22 静 岡 県		1,023,292	197,984	214,688	171,475	300,243	138,902	
23 愛 知 県		2,006,519	604,891	—	643,949	599,457	158,222	
24 三 重 県		514,114	78,570	—	187,408	154,176	93,960	
25 滋 賀 県		376,275	94,793	—	—	237,878	43,604	近 畿
26 京 都 府		719,718	388,511	—	55,136	212,408	63,663	
27 大 阪 府		2,455,371	689,513	240,601	908,877	562,366	54,014	
28 兵 庫 県		1,571,513	430,895	—	744,497	186,892	209,229	
29 奈 良 県		398,747	105,362	—	—	171,704	121,681	
30 和 歌 山 県		285,150	105,154	—	—	91,571	88,425	
31 鳥 取 県		154,318	51,079	—	—	52,973	50,266	中 国
32 島 根 県		189,005	54,489	—	43,721	30,555	60,240	
33 岡 山 県		526,876	189,494	—	130,006	79,804	127,572	
34 広 島 県		795,508	323,528	—	245,051	119,146	107,783	
35 山 口 県		413,599	53,692	—	128,765	184,600	46,542	
36 徳 島 県		214,051	70,469	—	—	37,489	106,093	四 国
37 香 川 県		277,254	117,168	—	—	96,741	63,345	
38 愛 媛 県		407,088	142,854	—	48,465	117,691	98,078	
39 高 知 県		212,650	93,556	—	—	—	119,094	
40 福 岡 県		1,370,315	369,325	274,708	79,783	380,918	265,581	九 州
41 佐 賀 県		221,341	62,306	—	—	79,392	79,643	
42 長 崎 県		392,996	124,108	—	71,545	76,727	120,616	
43 熊 本 県		488,853	196,466	—	—	154,018	138,369	
44 大 分 県		332,100	132,048	—	—	114,807	85,245	
45 宮 崎 県		322,562	112,702	—	48,917	71,453	89,490	
46 鹿 児 島 県		484,177	167,539	—	—	146,314	170,324	
47 沖 縄 県		366,595	83,326	—	—	178,184	105,085	

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

表5-2 都道府県、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数(単身世帯：一般単位区)

都道府県	都市階級	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村				地方区分
				大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村	
全	国	14,739,795	6,481,666	627,349	3,119,835	2,835,445	1,675,500	—
01	北海道	775,250	317,810	—	165,496	102,418	189,526	北海道
02	青森県	126,067	32,270	—	41,432	18,476	33,889	東北
03	岩手県	117,809	36,892	—	—	40,130	40,787	
04	宮城県	235,429	150,010	—	12,980	39,608	32,831	
05	秋田県	88,358	35,051	—	—	32,787	20,520	
06	山形県	78,101	23,225	—	—	30,204	24,672	
07	福島県	165,730	28,061	—	65,779	38,232	33,658	
08	茨城県	244,083	31,311	—	55,608	110,603	46,561	
09	栃木県	173,646	58,289	—	29,095	62,065	24,197	
10	群馬県	172,738	33,397	—	71,345	44,862	23,134	
11	埼玉県	729,811	140,715	—	312,206	239,093	37,797	
12	千葉県	649,353	105,501	—	380,233	119,348	44,271	
13	東京都	2,597,054	1,998,600	—	367,267	220,695	10,492	
14	神奈川県	1,150,945	478,175	331,581	253,386	53,449	34,354	
15	新潟県	185,162	78,144	—	36,566	46,438	24,014	北陸
16	富山県	80,273	37,896	—	13,452	10,985	17,940	
17	石川県	104,949	53,488	—	—	31,263	20,198	
18	福井県	55,424	21,186	—	—	19,807	14,431	
19	山梨県	75,659	24,794	—	—	19,968	30,897	関東
20	長野県	183,121	35,565	—	39,065	60,617	47,874	
21	岐阜県	152,679	40,725	—	13,435	62,505	36,014	東海
22	静岡県	327,413	69,676	70,200	52,483	86,688	48,366	
23	愛知県	768,228	346,135	—	195,295	182,312	44,486	
24	三重県	166,423	27,622	—	63,718	45,650	29,433	
25	滋賀県	108,115	29,541	—	—	68,777	9,797	近畿
26	京都府	306,033	212,533	—	15,658	60,505	17,337	
27	大阪府	1,246,815	579,751	96,357	355,099	203,276	12,332	
28	兵庫県	612,835	219,801	—	290,665	49,565	52,804	
29	奈良県	109,795	35,321	—	—	46,594	27,880	
30	和歌山県	97,539	40,098	—	—	25,969	31,472	
31	鳥取県	47,906	17,102	—	—	18,730	12,074	中国
32	島根県	63,107	20,118	—	11,146	12,162	19,681	
33	岡山県	184,126	83,585	—	40,783	24,907	34,851	
34	広島県	322,245	155,702	—	87,366	40,991	38,186	
35	山口県	162,505	21,604	—	52,901	69,538	18,462	
36	徳島県	75,128	31,221	—	—	10,936	32,971	四国
37	香川県	92,939	44,081	—	—	28,300	20,558	
38	愛媛県	161,129	66,233	—	18,657	42,336	33,903	
39	高知県	97,431	49,096	—	—	—	48,335	
40	福岡県	645,858	283,019	129,211	31,192	122,776	79,660	九州
41	佐賀県	63,509	22,167	—	—	23,229	18,113	
42	長崎県	145,220	52,824	—	28,008	23,348	41,040	
43	熊本県	174,083	86,920	—	—	45,741	41,422	
44	大分県	130,148	52,287	—	—	48,145	29,716	
45	宮崎県	124,627	49,103	—	19,519	26,438	29,567	
46	鹿児島県	225,781	84,221	—	—	61,846	79,714	
47	沖縄県	139,216	40,800	—	—	63,133	35,283	

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

### 3 市町村の層化

#### (1) 層数の配分

##### ア 都道府県庁所在市及び大都市

各市の結果を公表するために各市を1層とした。これにより、都道府県庁所在市及び大都市に52層を配分した。

##### イ 上記「ア」以外の市町村

残る116層 (=168-52) は、原則として、平成20年標本改正での地方・都市階級別の二人以上の調査対象世帯数に応じた配分を基にしており、相模原市の中都市から大都市への移行により、関東地方から中都市を1減じるものとした。

地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数を表6に示す。また、1層当たりの地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査対象世帯数を表7-1及び表7-2に示す。

ただし、単身世帯の寮・寄宿舎単位区については、全国を11層に区分し、6地方別に配分した。1層当たりの調査対象世帯数を表7-3に示す。

**表6 地方、都道府県庁所在市・都市階級別層数**

都市階級 地方	合計	都道府県庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市A	小都市B・町村
全国	168	47	5	29	45	42
北海道	10	1	-	2	3	4
東北	17	6	-	2	4	5
関東	38	9	2 (川崎市、相模原市)	12	9	6
北陸	11	4	-	1	3	3
東海	16	4	1 (浜松市)	3	4	4
近畿	22	6	1 (堺市)	5	6	4
中国	14	5	-	2	3	4
四国	9	4	-	1	1	3
九州	23	7	1 (北九州市)	1	8	6
沖縄	8	1	-	-	4	3

**表 7 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全国	208,677	240,826	261,789	278,904	194,506	133,072
北海道	157,558	536,818	-	166,754	87,376	110,781
東北	144,824	112,491	-	170,341	171,906	151,751
関東	329,162	492,876	289,474	307,424	300,020	184,010
北陸	130,008	129,729	-	174,025	138,955	106,761
東海	256,619	248,471	214,688	348,714	325,590	137,209
近畿	263,944	302,371	240,601	341,702	243,803	145,154
中国	148,522	134,456	-	273,772	155,693	98,101
四国	123,449	106,012	-	48,465	251,921	128,870
九州	157,058	166,356	274,708	200,245	127,954	158,211
沖縄	45,824	83,326	-	-	44,546	35,028

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 層当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全国	87,737	137,908	125,470	107,581	63,010	39,893
北海道	77,525	317,810	-	82,748	34,139	47,382
東北	47,735	50,918	-	60,096	49,859	37,271
関東	157,274	322,927	165,791	125,684	103,411	49,930
北陸	38,710	47,679	-	50,018	36,164	25,528
東海	88,421	121,040	70,200	108,310	94,289	39,575
近畿	112,779	186,174	96,357	132,284	75,781	37,906
中国	55,706	59,622	-	96,098	55,443	30,814
四国	47,403	47,658	-	18,657	81,572	45,256
九州	65,619	90,077	129,211	78,719	43,940	53,205
沖縄	17,402	40,800	-	-	15,783	11,761

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 7 - 3 地方別層数及び 1 層当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舍単位区)**

地方	層数	1 層 当 たり 調 査 対 象 世 帯 数
全 国	11	34,816
北海道・東北	2	13,085
関 東	4	39,577
北 陸・東 海	1	90,304
近 畿	2	26,327
中 国・四 国	1	30,068
九 州・沖 縄	1	25,469

## (2) 層化の方法

「都道府県庁所在市及び大都市」以外の市町村の層化においては、次に示すように、消費支出等の家計指標との相関が高いとみられる経済・社会指標を組み合わせることで基準を設定した。また、層化に当たっては、同一地方・都市階級内の各層の調査対象世帯数が、できるだけ等しくなるように配慮した。

### ア 大都市及び小都市 A に区分される市の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 人口集中地区<sup>注2</sup>人口比率・・・人口集中地区として画定された地域の人口の総人口に占める割合
- (イ) 人口増減率・・・平成22年国勢調査結果人口の平成17年国勢調査結果人口に対する増減率
- (ロ) 産業的特色・・・就業者総数に占める第1次産業及び第2次産業就業者数の割合
- (ハ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

### イ 小都市 B ・町村に区分される市町村の層化

層化に用いた指標は次のとおりである。

- (ア) 地理的位置・・・海沿い、山地等に区分
- (イ) 世帯主の年齢構成・・・二人以上の世帯数に占める世帯主の年齢が65歳以上である世帯数の割合

なお、層化の結果を巻末の別表 1 に示す。

<sup>注2</sup> 市町村の境域内で人口密度の高い国勢調査基本単位区(4,000人以上/1k㎡)が互いに隣接して、その人口が5,000人以上になる地域をいう。

#### 4 調査市町村の抽出

##### (1) 二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区における調査市町村の抽出

都道府県庁所在市及び大都市は1市1層としているため、残る116層については、各層から調査対象世帯数（二人以上の世帯数）をウェイトとした確率比例抽出法にて1市町村を抽出した。

ただし、実際の選定に当たっては、実査上の観点及び結果の接続性を考慮して、次のとおり行った。

##### ア 中都市及び小都市Aにおける調査市の選定

- (ア) 当該層内に調査中の市が1市の場合は、その市を調査市とした。
- (イ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が複数ある場合は、元よりその都市階級において調査している市を調査市とした。
- (ウ) 現状の調査市の都市階級の移動により、層内に調査中の市が含まれていない場合は、その層内から移動した調査市が属する県の全ての市を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法で1市を抽出し、その市を調査市とした。

##### イ 小都市B・町村における調査市町村の選定

- (ア) 上記ア(ア)～(ウ)と同様に行った。
- (イ) 平成25年1月～3月に調査市町村の定期交替により調査を終了することとなる市町村については、その終了する調査市町村が属する県の全ての市町村を対象に二人以上の一般世帯数をウェイトとした確率比例抽出法により選定した。
- (ウ) 以下に該当する調査市町村が選定された場合は、新たな乱数を発生させ、再度選定を行った。
  - ・ 調査開始年月から遡って過去10年間に、調査が行われた市町村
  - ・ 市町村の調査対象世帯数が「1000」以下の市町村
  - ・ 島しょの町村
  - ・ 調査開始年月が直近の全国消費実態調査から5年を経過していない町村  
又は、近い将来全国消費実態調査の調査町村として既に抽出されている町村

注) 小都市B・町村の調査市町村は、あらかじめ調査年限を定め、交替することとしている。(Ⅲ-4  
調査市町村の交替参照)

##### (2) 単身世帯の寮・寄宿舍単位区における調査市の抽出

単身世帯の結果集計時の地方区分を考慮して、若年単身者及び単身世帯の寮・寄宿舍単位区が多い市（札幌市、仙台市、千葉市、東京都区部、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市）を調査市として抽出した。

## 5 調査世帯数の配分

調査市町村及び各調査単位区への調査世帯数の配分は、次に示す結果利用上の観点及び実査上の制約を考慮して行った。

### (1) 結果利用上の観点

全国、都市階級別、地方別及び都道府県庁所在市別の結果精度を一定程度確保するため、調査世帯数は、調査市町村が属する層の調査対象世帯数に完全には比例していない。

都道府県庁所在市及び大都市（川崎市、相模原市、浜松市、堺市、北九州市）には、市別の結果を公表するため、最低96世帯を配分した。

なお、沖縄県については、一つの地方として結果表章するため、調査世帯数を標本改正以前と同様276世帯を配分した。

二人以上の世帯及び単身世帯の調査世帯数の配分は以下のとおりである。

都市階級	調査世帯数	
	二人以上の世帯	単身世帯
都道府県庁所在市	最低96	最低8
大都市	96	8
中都市	36	3
小都市A	24	2
小都市B・町村	12	1

### (2) 実査上の制約

#### ア 二人以上の世帯

- (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1調査員は2調査単位区を受け持ち、毎月12世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は6か月間調査を継続し、7か月目に他の世帯と交替する。

#### イ 単身世帯：一般単位区

- (ア) 1調査員が受け持つ二人以上の世帯の2調査単位区のうち指定された一方の調査単位区から、毎月1世帯を調査する。
- (イ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目にもう一方の調査単位区の他の世帯と交替する。

#### ウ 単身世帯：寮・寄宿舍単位区

- (ア) 1調査単位区当たりの調査世帯は6世帯とする。
- (イ) 1調査員は1調査単位区を受け持ち、毎月6世帯を調査する。
- (ウ) 調査世帯は3か月間調査を継続し、4か月目に他の世帯と交替する。

なお、地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数を表8-1～表8-3に示す。また、地方、都道府県庁所在市・都市階級別1調査世帯当たり調査対象世帯数を表9-1～表9-3に示す。

**表 8 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	8,076	4,992	480	1,044	1,056	504
北海道	288	96	-	72	72	48
東 北	804	576	-	72	96	60
関 東	2,136	1,224	192	432	216	72
北 陸	528	384	-	36	72	36
東 海	744	396	96	108	96	48
近 畿	1,080	612	96	180	144	48
中 国	672	480	-	72	72	48
四 国	480	384	-	36	24	36
九 州	1,068	672	96	36	192	72
沖 縄	276	168	-	-	72	36

**表 8 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別調査世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	673	416	40	87	88	42
北海道	24	8	-	6	6	4
東 北	67	48	-	6	8	5
関 東	178	102	16	36	18	6
北 陸	44	32	-	3	6	3
東 海	62	33	8	9	8	4
近 畿	90	51	8	15	12	4
中 国	56	40	-	6	6	4
四 国	40	32	-	3	2	3
九 州	89	56	8	3	16	6
沖 縄	23	14	-	-	6	3

**表 8 - 3 地方別調査世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	調査世帯数
全 国	72
北海道・東北	12
関 東	30
北 陸・東 海	6
近 畿	12
中 国・四 国	6
九 州・沖 縄	6

**表 9 - 1 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数  
(二人以上の世帯)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	4,341	2,267	2,727	7,747	8,289	11,089
北海道	5,471	5,592	-	4,632	3,641	9,232
東 北	3,062	1,172	-	4,732	7,163	12,646
関 東	5,856	3,624	3,015	8,540	12,501	15,334
北 陸	2,709	1,351	-	4,834	5,790	8,897
東 海	5,519	2,510	2,236	9,687	13,566	11,434
近 畿	5,377	2,964	2,506	9,492	10,158	12,096
中 国	3,094	1,401	-	7,605	6,487	8,175
四 国	2,315	1,104	-	1,346	10,497	10,739
九 州	3,382	1,733	2,862	5,562	5,331	13,184
沖 縄	1,328	496	-	-	2,475	2,919

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 9 - 2 地方、都道府県庁所在市・都市階級別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：一般単位区)**

都市階級 地方	合計	都道府県 庁所在市	都道府県庁所在市以外の市町村			
			大都市	中都市	小都市 A	小都市 B ・町村
全 国	21,902	15,581	15,684	35,860	32,221	39,893
北海道	32,302	39,726	-	27,583	17,070	47,382
東 北	12,112	6,365	-	20,032	24,930	37,271
関 東	33,575	28,494	20,724	41,895	51,706	49,930
北 陸	9,677	5,960	-	16,673	18,082	25,528
東 海	22,818	14,671	8,775	36,103	47,144	39,575
近 畿	27,568	21,903	12,045	44,095	37,891	37,906
中 国	13,927	7,453	-	32,033	27,721	30,814
四 国	10,666	5,957	-	6,219	40,786	45,256
九 州	16,958	11,260	16,151	26,240	21,970	53,205
沖 縄	6,053	2,914	-	-	10,522	11,761

注) 平成22年国勢調査の結果を平成24年4月1日現在の市町村区分に組み替えて算出

**表 9 - 3 地方別 1 調査世帯当たり調査対象世帯数  
(単身世帯：寮・寄宿舎単位区)**

地方	1 調査世帯当たり 調査対象世帯数
全 国	5,319
北海道・東北	2,181
関 東	5,277
北 陸・東海	15,051
近 畿	4,388
中 国・四 国	5,011
九 州・沖 縄	4,245

## 6 調査単位区の抽出（一般単位区）

調査単位区の抽出は、次の手順で行った。

### (1) ブロックの設定と抽出

調査市町村内の全域<sup>注3</sup>を、国勢調査調査区（以下、「国勢調査区」という。）を単位として、当該市町村に必要な調査員の数（当該市町村の二人以上の世帯の調査世帯数を12で除した数）と同数の地域に分割する。分割に当たっては、分割された各地域に含まれる調査対象世帯数がほぼ同数になるようにする。

分割された地域を、二人以上の世帯の調査対象世帯数が1,500以上3,000未満になるように、更に区分して、複数のブロックを設定する。それらのブロックから1ブロックを任意抽出する。このブロックが次の標本改正までの5年間、各調査員が受け持つ調査予定地域となる。

### (2) クラスターの設定

抽出したブロックについて、国勢調査区を単位として、調査単位区抽出のための地域的な枠組となる「クラスター」を設定する。国勢調査区内の二人以上の世帯の調査対象世帯数が75以上である場合には1国勢調査区を1クラスターとし、75未満である場合には、二人以上の世帯数の合計が75以上になるまで隣接する国勢調査区を併せて、1クラスターとする。

### (3) 調査単位区の抽出

上記（1）で抽出したブロックから1ブロック当たり2つのクラスターを抽出し、2調査単位区として設定する。

#### ア 抽出方法

(ア) 上記（2）で設定したクラスターを単位として、各ブロック内から2つのクラスターを系統抽出する。

(イ) 抽出したクラスターに含まれる国勢調査区を1つの調査単位区とする。ただし、クラスター内に3つ以上の国勢調査区が含まれている場合は、原則として二人以上の世帯の調査対象世帯数の合計が50以上となる隣接した2国勢調査区を選んで1調査単位区とする。

#### イ 抽出上の制約

(ア) 1ブロックから抽出される2調査単位区は隣接しないようにする。

(イ) 調査員の調査活動を円滑に進めるため、1ブロックから抽出される2調査単位区間の距離は3キロメートル未満とする。

(ウ) 1クラスターが3つ以上の国勢調査区からなる場合で、同一クラスター内において、

---

注3 平成22年国勢調査調査区のうち、特別調査区（特別な施設のある地域等）、水面調査区（水上生活者がいる地域等）などを除く一般調査区全域をいう。

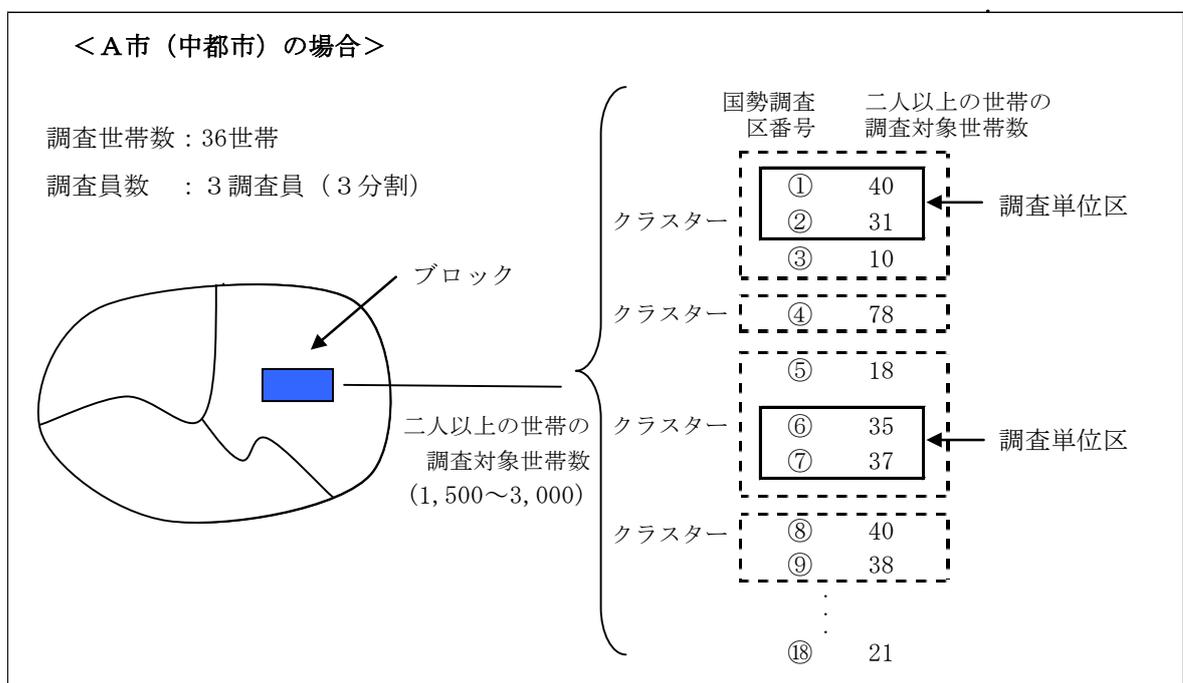
隣接する国勢調査区を合算しても、二人以上の世帯の調査対象世帯数が50以上にならないクラスターは抽出しない。

(エ) 過去に家計調査の調査単位区に含まれていた国勢調査区で、直近の調査終了後5年以下（可能であれば10年以下）の国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

(オ) 他の統計調査の調査地域として指定され、調査終了後一定の期間が経過していない国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

(カ) 調査の実施が困難な国勢調査区が含まれるクラスターは抽出しない。

図2 クラスターの設定と調査単位区の抽出例



## 7 調査世帯の抽出

### (1) 抽出世帯数

二人以上の世帯及び単身世帯の一般単位区の調査世帯の抽出に当たっては、最初に調査員が各調査単位区を実地に踏査して「一般単位区世帯名簿」を作成する。この名簿から1調査単位区当たり6世帯の二人以上の世帯と、1世帯の単身世帯を乱数表により抽出する。

二人以上の世帯の調査世帯を抽出するに当たっては、「一般単位区世帯名簿」に掲載した世帯を、農林漁家世帯、非農林漁家世帯の勤労者世帯及び勤労者以外の世帯の3つに区分し、各世帯区分の世帯数に比例して抽出する世帯数（6世帯）を配分する。

また、単身世帯の寮・寄宿舎単位区では、一般単位区と同様に「寮・寄宿舎単位区世帯名簿」を作成し、この名簿から6世帯を乱数表により抽出する。

## (2) 調査対象世帯から除外する世帯

世帯としての家計収支の把握が難しいこと等の理由により、次の世帯は「一般単位区世帯名簿」作成後に調査対象世帯から除外している。

- ア 料理飲食店、旅館又は下宿屋を営む併用住宅の世帯
- イ 賄い付きの同居人のいる世帯
- ウ 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- エ 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- オ 外国人世帯
- カ 15歳未満の単身世帯
- キ 社会施設又は矯正施設の入所者
- ク 病院又は療養所の入所者
- ケ 自衛隊の営舎内居住者
- コ その他、都道府県知事が不相当と認めた世帯

## (3) 最初に抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかったときの措置

転居、病気及び療養等のやむを得ない理由で、調査予定世帯として抽出された世帯に調査を引き受けてもらえなかった場合は、代替りの世帯を抽出している。

具体的には、できる限り母集団の縮図となるよう、最初に抽出された世帯と同一の調査単位区内から、同一の世帯区分の世帯を乱数表を用いて抽出している。

なお、単身世帯の一般単位区では同じ性別の世帯を抽出することとしている。

### Ⅲ 調査世帯、調査単位区及び市町村の交替

#### 1 概要

調査世帯の交替は調査期間の終了、調査単位区の交替及び調査市町村の交替の際に行われる。

同一世帯の調査期間は、調査世帯の負担に配慮するとともに、標本を固定することによる偏りの発生を防ぐため、二人以上の世帯では6か月間、単身世帯では3か月間とする。

調査単位区は、同じ世帯が反復して調査されることを防ぐため、1年間調査した後に交替する。

調査市町村のうち、都市階級が「小都市B・町村」に区分される市町村は、調査対象世帯数が少ないため、5年間継続して調査することが困難なケースがあるので、各市町村の調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年限を定め、この年限に達した場合は、原則として交替する。

#### 2 調査期間の終了による調査世帯の交替

調査世帯は、二人以上の世帯では、6か月間調査した後、7か月目に別の世帯と交替する。また、単身世帯では、一般単位区、寮・寄宿舎単位区とも3か月間調査した後、4か月目に別の世帯と交替する。

これらの調査世帯の交替は、同一調査単位区内で行われる場合と調査単位区の交替に伴って行われる場合がある。これらの交替を「定期交替」という。

同一調査単位区内の別の世帯と交替する場合は、調査員は再び当該調査単位区内を実地に踏査し、単位区世帯名簿（一般単位区用、寮・寄宿舎単位区用）を補正した上で、新たな調査世帯を抽出する。

なお、この他、調査期間中に転居、病気及び療養等のやむを得ない理由により、世帯が調査を続けられなくなった場合も調査世帯を交替する。このような調査世帯の交替を「臨時交替」という。調査世帯の交替はこれらの事情が生じた時点で実施し、代替の世帯を同じ調査単位区内から乱数表により抽出する。この際、二人以上の世帯の場合は同じ世帯区分（「Ⅱ-7-(1)」参照）から、単身世帯の一般単位区の場合は同じ性別から抽出する。また、調査期間は前調査世帯の残りの期間とする。

#### 3 調査単位区の交替

##### (1) 交替のローテーション

###### ア 一般単位区

調査単位区は、1年間調査した後、定められた手順（「Ⅱ-6-(3)」参照）に従って、

同一ブロック内のほかのクラスターの調査単位区と交替する。この調査単位区の交替は、全国全ての調査単位区で同時に行わず、調査単位区を12の組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。

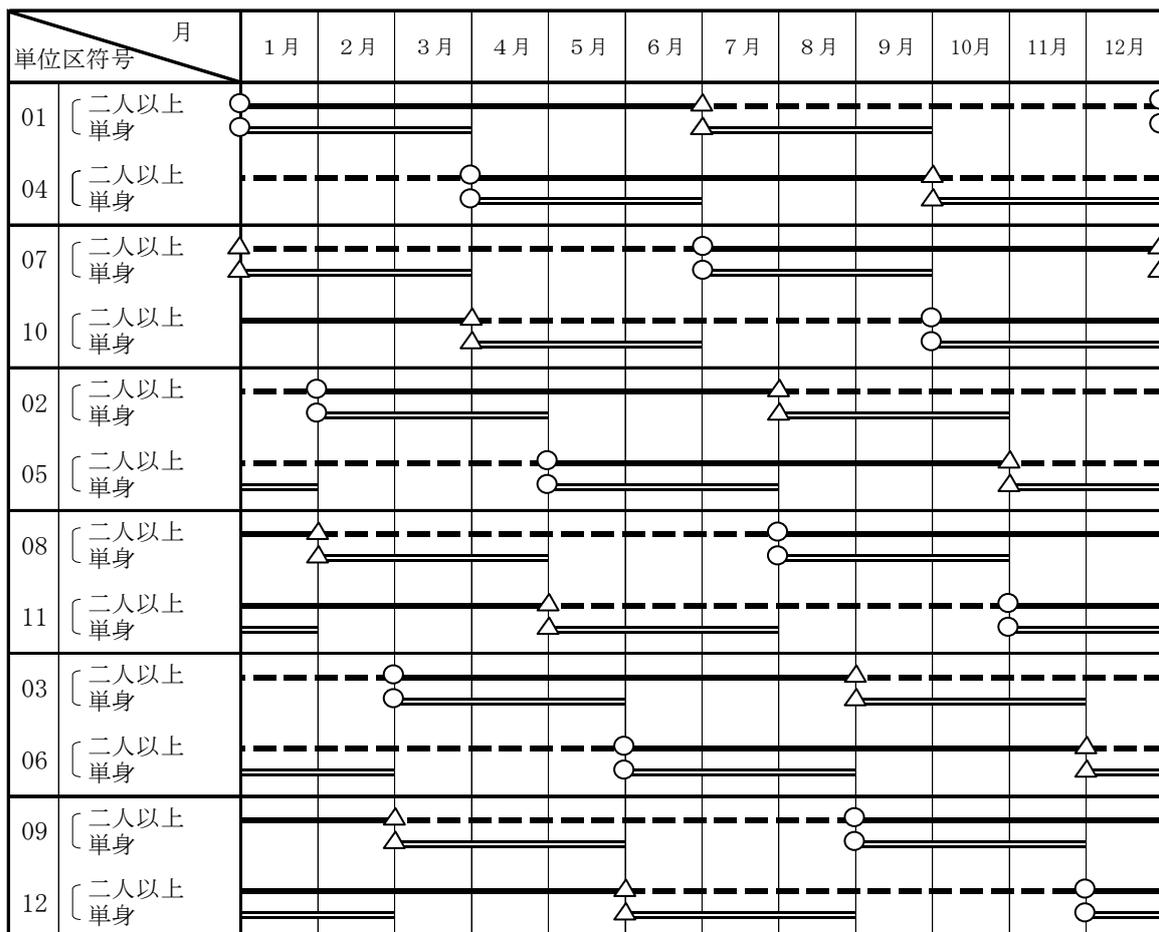
また、1調査員の受け持つ2調査単位区は同時に交替せず、3か月ずらして交替する。この2調査単位区の組合せと、それぞれの調査単位区の交替月を図3-1に示す。

なお、図3-1の単位区符号の数字は、調査単位区が交替する月を示している。

#### イ 寮・寄宿舎単位区

調査単位区は、6か月間調査した後、定められた手順に従って同一層内の調査単位区と交替する。この調査単位区の交替は、全ての調査単位区で同時に行わず、調査単位区を6つの組に分けて、1か月ずつ時期をずらして行う。この調査単位区の交替月を図3-2に示す。

図3-1 単位区符号別調査単位区の交替(一般単位区)



○ 調査単位区の交替

△ 同一調査単位区内における調査世帯の交替

「—」、「--」、「=」は、いずれも1世帯に対して継続して調査する期間を示す。

注) 1調査員は6つの枠のうち、いずれかの1枠内の2調査単位区を受け持つ。

図3-2 単位区符号別調査単位区の交替(寮・寄宿舍単位区)

月 単位 区符号	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
01	○			△			○			△		○
02		○		△			○			△		○
03			○		△			○			△	○
04	△			○			△			○		△
05		△			○			△			○	
06			△			○			△			○

○ 調査単位区の交替  
△ 同一調査単位区内における調査世帯の交替

## (2) 交替の方法

### ア 一般単位区

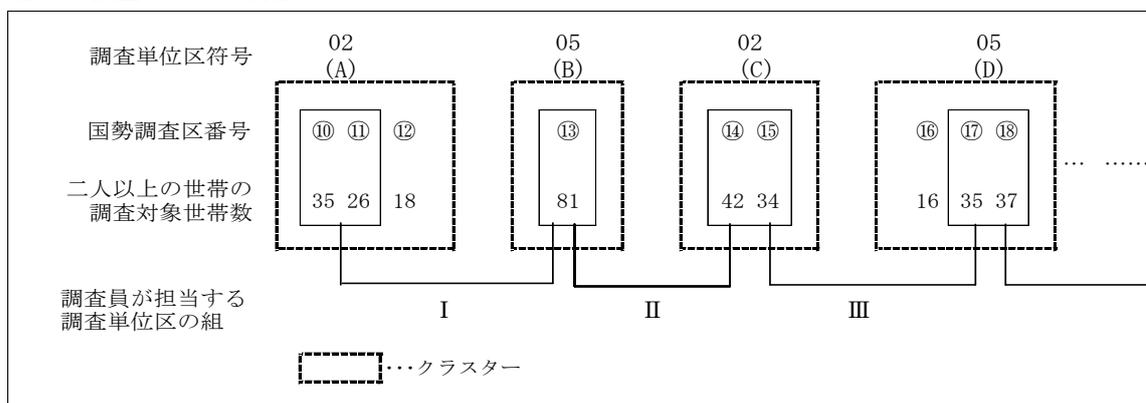
1 調査員が担当する2調査単位区は、同一ブロック又は隣接したブロックに含まれ、次のように交替する。

例えば、図4に示すように、ある調査員の担当する調査単位区の単位区符号が「02」と「05」で、まず国勢調査区番号⑩及び⑪からなる調査単位区A(単位区符号は「02」)と、国勢調査区番号⑬からなる調査単位区B(単位区符号は「05」)が割り当てられたとする。

この場合、調査単位区Aは2月から翌年1月までの期間、調査単位区Bは5月から翌年4月までの期間調査される。調査単位区Aは翌年2月に国勢調査区番号⑭及び⑮からなる調査単位区Cと交替し、調査単位区Bは翌年5月に国勢調査区番号⑰及び⑱からなる調査単位区Dと交替する。さらに翌々年の2月になると、調査単位区Cを別の調査単位区と交替して、単位区符号「02」を付与する。以後、同じ手順で反復する。

なお、ブロック内のクラスターを使い切った時には、隣接するブロックから抽出する。

図4 調査単位区の交替例



#### イ 寮・寄宿舍単位区

平成22年国勢調査の調査区地図上で無作為に一つの単位区を起点として定め、同時に交替する単位区を抽出する方向を決め、6か月ごとに順次交替する。

#### 4 調査市町村の交替

都市階級が「小都市B・町村」に区分される調査市町村は、調査対象世帯数が少ないため、調査対象世帯数に応じて、あらかじめ調査年限を定め、原則としてこの年限に達した市町村は交替する。

当該調査市町村の交替は、毎年1月から3月にかけて実施することとし、交替する月は当該市町村の調査単位区符号によって決まる。

調査単位区符号が「01」、「04」、「07」、「10」の場合には1月に、「02」、「05」、「08」、「11」の場合には2月に、「03」、「06」、「09」、「12」の場合には3月に、それぞれ交替する。

## IV 平均値及び標本誤差の推定方法

### 1 二人以上の世帯

二人以上の世帯の集計では、抽出率に基づく調整係数に、労働力調査の集計で推定される世帯数を補助情報とする世帯分布の補正係数を乗じたウェイトを用いて、平均値を推定する。

調整係数とは、各層における1調査世帯が何世帯の代表であるかを示す値で、具体的には、那覇市の抽出率の逆数に対する各層の抽出率の逆数の比となっている。那覇市を基準とするのは、抽出率が全国の層の中で最も大きいためである。各層（調査市町村）の調整係数を巻末の別表2に示す。

世帯分布の補正には、労働力調査の集計で推定される世帯数の直近12か月の平均値を補助情報として使用する。世帯分布の補正は地方別、世帯人員別に行う。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

#### (1) 平均値の推定式

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{ijkm} C_{ij} \alpha'_{ik} x_{ijkm}}{\sum_{ij} W_{ij}}$$

$$\alpha'_{ik} = \alpha_{ik} \left( \frac{n_{ik}}{n'_{ik}} \right) \quad C_{ij} = \frac{W_{ij}}{\sum_k \alpha'_{ik} n'_{ijk}}$$

$$\alpha_{ik} = \beta \frac{N_{ik}}{n_{ik}} \quad \beta = \frac{168}{83326} \quad (\text{那覇市の抽出率})$$

$i$  : 地方10区分（北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州、沖縄）

$j$  : 世帯人員4区分（2人、3人、4人、5人以上）

$k$  : 168層（調査市町村）

$m$  : 世帯

$x$  : 支出金額又は数量

$W$  : 調査対象世帯数（労働力調査での推定値（直近12か月平均））

$\alpha'$  : 調整済み調整係数

$\alpha$  : 調整係数

$n$  : 調査予定世帯数

$n'$  : 集計世帯数

$C$  : 世帯数分布を補正するために乗じる係数（以下、「補正係数」とする。）

$N$  : 調査市町村が属する層の調査対象世帯数 (標本設計時の母集団情報)

(2) 推定値の標準誤差

ア 標準誤差の推定式

二人以上の世帯における全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では、 $\alpha_{ik}$ の代わりに $\alpha'_{ik}C_{ij}$ 及び $n_{ijk}$ の代わりに $n'_{ijk}$ を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^2} \left( \sum_{ij} W_{ij}^2 \sigma^2(\bar{x}_{ij}) + \sum_i \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) \right) \\ (j(1) \neq j(2))$$

$$\bar{x}_{ij} = \frac{\sum_k \sum_m \alpha_{ik} x_{ijkm}}{\sum_k \alpha_{ik} n_{ijk}}$$

- $\sigma^2(\bar{x})$  : 全国平均の推定値の標準誤差の2乗  
 $\sigma^2(\bar{x}_{ij})$  : i地方、j世帯人員区分の平均の推定値の標準誤差の2乗  
 $Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)})$  : i地方、j(1)世帯人員区分の平均の推定値とi地方、j(2)世帯人員区分の平均の推定値との共分散  
 $j(\bullet)$  : 世帯人員区分の1区分

$\sigma^2(\bar{x}_{ij})$ 、 $Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ij}) = \sum_k E_n \left[ \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}^2}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^2} \sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk}) \right] + \sum_k \mu_{ijk}^2 Var_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \\ + \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} Cov_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2))$$

$$Cov(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ij(1)k(1)} \mu_{ij(2)k(2)} Cov_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) \\ (j(1) \neq j(2), k(1) \text{及び} k(2) \text{は自由に動く})$$

- $\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk})$  :  $n_{ijk}$ が与えられたときの $\bar{x}_{ijk}$ の条件付標準誤差の2乗

$E_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する $\cdot$ の期待値
$Var_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する $\cdot$ の分散
$Cov_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する $\cdot$ の共分散
$\mu$	: 母平均
$k(\cdot)$	: 調査市町村のうちの 1 市町村
$k'$	: 168層 (調査市町村)

#### イ 母数の推定

「ア」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk})$ には次の近似値を代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ijk} | n_{ijk}) \approx \frac{Var(x_{ijk})}{n_{ijk}}$$

$Var(x_{ijk})$  : i地方、j世帯人員、k市町村の支出金額の分散

この近似値を用いて、 $\sigma^2(\bar{x}_{ij})$ を次のように推定する。

$$\begin{aligned} \sigma^2(\bar{x}_{ij}) = & \sum_k E_n \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left( \sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'} \right)^2} \right) Var(x_{ijk}) + \sum_k \mu_{ijk}^2 Var_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \\ & + \sum_{k(1)k(2)} \mu_{ijk(1)} \mu_{ijk(2)} Cov_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2)) \end{aligned}$$

標本数の変動に関する母数は次のように 1 年間の変動から推定する。ただし、

$\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} = 0$  のときは、その地方、世帯人員区分、市町村及び月を除いて計算する。

$$\begin{aligned} \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left( \sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'} \right)^2} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}^{(t)}}{\left( \sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \right)^2} \right) \\ \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \right)^2 \\ \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) &= \frac{1}{b} \left( \sum_t \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}} \right) \right) \right. \\ &\quad \left. \times \left( \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}^{(t)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right) \right) \right) \end{aligned}$$

$t$  : 1月～12月

$b$  :  $\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}^{(t)} \neq 0$  の月数 ( $b \leq 12$ )

$j(\bullet)$  : 世帯人員区分 1 区分

支出に関する母数は次のように 1 か月の標本から推定する。

$$\begin{aligned} \overline{Var}(x_{ijk}) &= \frac{\sum (x_{ijkm} - \bar{\mu}_{ijk})^2}{n_{ijk}} \\ \bar{\mu}_{ijk} &= \frac{\sum x_{ijkm}}{n_{ijk}} \end{aligned}$$

なお、母平均の推定量  $\bar{\mu}_{ijk}$  が得られないときは 0 で計算する。

また、分散の推定量  $\overline{Var}(x_{ijk})$  が得られないときは、次の式から得られる地方内の単純不偏分散を代用する。これも得られないときは 0 で計算する。

$$\overline{Var}'(x_{ijk}) = \frac{\sum_k \sum_m (x_{ijkm} - \bar{\mu}_{ij})^2}{\sum_k n_{ijk}}$$

$$\bar{\mu}_{ij} = \frac{\sum_k \sum_m x_{ijkm}}{\sum_k n_{ijk}}$$

ウ 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

「イ」で求めた母数の推定量を用いて、全国の月平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ij} W_{ij}\right)^2} \left( \sum_{ij} W_{ij}^2 \bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ij}) + \sum_i \sum_{j(1)j(2)} W_{ij(1)} W_{ij(2)} \overline{Cov}(\bar{x}_{ij(1)}, \bar{x}_{ij(2)}) \right)$$

(j(1) ≠ j(2))

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_{ij}) = \sum_k \bar{E}_n \left( \frac{\alpha_{ik}^2 n_{ijk}}{\left(\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}\right)^2} \right) \overline{Var}(x_{ijk}) + \sum_k \bar{\mu}_{ijk}^2 \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ik} n_{ijk}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right)$$

$$+ \sum_{k(1)k(2)} \bar{\mu}_{ijk(1)} \bar{\mu}_{ijk(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ijk(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ijk(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ijk'}} \right) \quad (k(1) \neq k(2))$$

$$\overline{Cov}(x_{ij(1)}, x_{ij(2)}) = \sum_{k(1)k(2)} \bar{\mu}_{ij(1)k(1)} \bar{\mu}_{ij(2)k(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ik(1)} n_{ij(1)k(1)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(1)k'}}, \frac{\alpha_{ik(2)} n_{ij(2)k(2)}}{\sum_{k'} \alpha_{ik'} n_{ij(2)k'}} \right)$$

(j(1) ≠ j(2))

(家計収支編)

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\bar{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum_t \bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}}{12^2} \quad (t = 1\text{月} \sim 12\text{月})$$

$\bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}$  : t月の平均値の推定値の標準誤差の2乗

(貯蓄負債編)

四半期平均及び年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_Q^2(\bar{x}) = \frac{\sum_t \overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}}{3^2} \times \frac{18}{8} \quad (t = \text{当該3ヶ月})$$

$$\overline{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum_t \overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}}{12^2} \times \frac{72}{17} \quad (t = \text{1月} \sim \text{12月})$$

$\overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(t)}$  : t月の推定値の標準誤差の2乗

$\overline{\sigma}_Q^2(\bar{x})$  : 四半期の推定値の標準誤差の2乗

$\overline{\sigma}_{year}^2(\bar{x})$  : 年平均の推定値の標準誤差の2乗

(注) : 貯蓄及び負債額については、各調査世帯の調査開始3か月目に調査した金額を6か月間の当該世帯の貯蓄及び負債としているため、係数を用いて調査世帯数を補正している。

これより、標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差}(\%) = \sqrt{\overline{\sigma}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率}(\%) = 100 \times \frac{\sqrt{\overline{\sigma}^2(\bar{x})}}{\bar{x}}$$

## 2 単身世帯

### (1) 四半期平均（調整係数を用いない）

単身世帯の四半期平均値の推定では、時系列の安定性を重視する観点から、後述する年平均の推定とは異なり調整係数をウェイトに用いずに、労働力調査の集計で推定される世帯数を補助情報とした世帯分布の補正のみ行う。世帯分布の補正は、性及び年齢階級別に行う。

なお、この推定値は不偏推定量とはならない。

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

#### ア 平均値の推定

全国の上四半期平均（ $\bar{x}_Q$ ）は次のように推定する。

$$\bar{x}_Q = \frac{\sum_d \bar{x}_d}{3}$$

$Q$  : 各四半期（1月～3月、4月～6月、7月～9月、10月～12月）

$\bar{x}_d$  : d月の全国平均の推定値

$d$  : 四半期に属する3か月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_d = \frac{\sum_{gm} C_g x_{gm}}{\sum_g W_g}$$

$$C_g = \frac{W_g}{n'_g}$$

$g$  : 世帯数分布の補正区分（男女×年齢階級3区分（35歳未満、35～59歳、60歳以上）による6区分）（以下、「補正区分」とする。）

$x$  : 支出金額又は数量

$m$  : 世帯

$W$  : 調査対象世帯数（労働力調査での推定値（直近12か月平均））

$C$  : 世帯数分布を補正するために乗じる係数（以下、「補正係数」とする。）

$n'$  : 集計世帯数

イ 推定値の標準誤差

(7) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算では $n$ の代わりに $n'$ を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_g W_g\right)^2} \left( \sum_g W_g^2 \sigma^2(\bar{x}_g) \right)$$

$$\bar{x}_g = \frac{\sum x_{gm}}{n_g}$$

$\sigma^2(\bar{x})$  : 全国平均の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_g)$  : g補正区分の平均値の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_g)$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_g) = \sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$$

$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$  :  $n_g$ が与えられたときの $\bar{x}_g$ の条件付標準誤差の2乗

$\mu$  : 母平均

(4) 母数の推定

「(7)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g)$ を推定するためには、調査を行っていない市町村の評価などを行わなければならない。しかし、補正区分別、市町村別の標本数はほとんどが0から2であり、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_g | n_g) \approx \frac{\text{Var}(x_g)}{n_g}$$

$\text{Var}(x_g)$  : g補正区分の分散

この近似値を用いて、 $\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g)$ を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g) = \frac{n_g}{n_g^2} \text{Var}(x_g)$$

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。母平均の推定量 $\bar{\mu}_g$ が得られないときは0で計算する。また、分散の推定量 $\overline{\text{Var}}(x_g)$ が得られないときは0で計算する。

$$\bar{\mu}_g = \frac{\sum x_{gm}}{n_g}$$

$$\overline{\text{Var}}(x_g) = \frac{\sum (x_{gm} - \bar{\mu}_g)^2}{n_g}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

「(イ)」で求めた母数の推定量を用いて、毎月の全国平均の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_g W_g\right)^2} \left(\sum_g W_g^2 \bar{\sigma}^2(\bar{x}_g)\right)$$

$$\bar{\sigma}^2(\bar{x}_g) = \frac{n_g}{n_g^2} \overline{\text{Var}}(x_g)$$

四半期平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\bar{\sigma}_{Q^2}(\bar{x}) = \frac{\sum \bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(d)}}{3^2}$$

$\bar{\sigma}_{Q^2}(\bar{x})$  : 四半期平均の推定値の標準誤差の2乗

$\bar{\sigma}^2(\bar{x})^{(d)}$  : d月の平均の推定値の標準誤差の2乗

これより、四半期平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差 (\%)} = \sqrt{\sigma_{\varrho}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率 (\%)} = \frac{\sqrt{\sigma_{\varrho}^2(\bar{x})}}{\bar{x}_{\varrho}}$$

## (2) 年平均（調整係数を用いる）

年平均値の推定では、不偏性を重視する観点から世帯分布の補正に加えて調整係数をウェイトに用いている。単身世帯の集計における調整係数は、一般単位区の世帯については地方・都市階級別に算出し、寮・寄宿舍単位区の世帯については地方別に算出している。地方・都市階級別の調整係数を別表3に示す。なお、ここでの「都市階級」は、次に示すとおり標本設計で用いた都市階級とは異なる。

都市階級	人口規模等
大都市	政令指定都市
中都市（県庁市）	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市
中都市（県庁市以外）	大都市を除く人口15万以上の市のうちの県庁所在市でない市
小都市・町村	人口15万未満の市及び町村

平均値及びその標準誤差の推定式は次のとおりである。

### ア 平均値の推定値

全国の年平均は次のように推定する。

$$\bar{x}_{year} = \frac{\sum \bar{x}_p}{12}$$

$\bar{x}_p$  :  $p$ 月の全国平均の推定値

$p$  : 1月～12月

全国の月平均は次のように推定する。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i'hgm} C_{i'g} \alpha'_{i'h} x_{i'hgm} + \sum_{i''gm} C_{i''g} \alpha'_{i''} x_{i''gm}}{\sum_{i''g} W_{i''g}}$$

$$C_{i''g} = \frac{W_{i''g}}{\sum_h \alpha'_{i'h} n'_{i'hg} + \alpha'_{i''} r'_{i''g}}$$

$$\alpha'_{i'h} = \alpha_{i'h} \frac{n_{i'h}}{n'_{i'h}} \quad \alpha'_{i''} = \alpha_{i''} \frac{r_{i''}}{r'_{i''}}$$

$$\alpha_{i'h} = \beta \frac{N_{i'h}}{n_{i'h}} \quad \alpha_{i''} = \beta \frac{R_{i''}}{r_{i''}}$$

$$\beta = \frac{168}{83326} \quad (\text{二人以上の世帯の那覇市の抽出率})$$

$i'$  : 地方7区分(北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州、沖縄)

$i''$  : 地方6区分(北海道・東北、関東、北陸・東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄)

$h$  : 都市階級区分(大都市、中都市(県庁市)、中都市(県庁市以外)、小都市・町村)

$g$  : 世帯数分布の補正区分

$m$  : 世帯

$C$  : 補正係数

$\alpha'$  : 調整済み調整係数

$x$  : 支出金額又は数量

$W$  : 調査対象世帯数(労働力調査での推計値)

$\alpha$  : 調整係数

$n$  : 一般単位区の調査予定世帯数

$n'$  : 一般単位区の集計世帯数

$r$  : 寮・寄宿舍単位区の調査予定世帯数

$r'$  : 寮・寄宿舍単位区の集計世帯数

$N$  : 一般単位区の調査対象世帯数(標本設計時の母集団情報)

$R$  : 寮・寄宿舍単位区の調査対象世帯数(標本設計時の母集団情報)

イ 推定値の標本誤差

(7) 標準誤差の推定式

全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。なお、実際の計算

では $\alpha_{ih}$ の代わりに $\alpha'_{ih}C_{i'g}$ （一般単位区の場合）又は $\alpha'_{i'g}C_{i'g}$ （寮・寄宿舍単位区の場合）を、 $n_{igh}$ の代わりに $n'_{i'gh}$ （一般単位区の場合）又は $r'_{i'g}$ （寮・寄宿舍単位区の場合）を用いる。

$$\sigma^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^2} \left( \sum_{ig} W_{ig}^2 \sigma^2(\bar{x}_{ig}) + \sum_i \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)g(2)} \text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) \right)$$

( $g(1) \neq g(2)$ )

$$\bar{x}_{ig} = \frac{\sum_h \sum_m \alpha_{ih} x_{ighm}}{\sum_h \alpha_{ih} n_{igh}}$$

$\sigma^2(\bar{x})$  : 全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗

$\sigma^2(\bar{x}_{ig})$  : i地方、g補正区分別平均の推定値の標準誤差の2乗

$\text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$  : i地方、g(1)補正区分別平均の推定値とi地方、g(2)補正区分別平均の推定値の共分散

$g(\cdot)$  : 補正区分1区分

$\sigma^2(\bar{x}_{ig})$ と $\text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)})$ は次のように求める。

$$\sigma^2(\bar{x}_{ig}) = \sum_h E_n \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}^2}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^2} \sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh}) \right) + \sum_h \mu_{igh}^2 \text{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right)$$

$$+ \sum_{h(1)h(2)} \mu_{igh(1)} \mu_{igh(2)} \text{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2))$$

$$\text{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) = \sum_{h(1)h(2)} \mu_{ig(1)h(1)} \mu_{ig(2)h(2)} \text{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right)$$

( $g(1) \neq g(2)$ )

$\sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh})$  :  $n_{igh}$ が与えられたときの $\bar{x}_{igh}$ の条件付標準誤差の2乗

$E_n(\cdot)$  : 標本数の変動に関する $\cdot$ の期待値

$\text{Var}_n(\cdot)$  : 標本数の変動に関する $\cdot$ の分散

$Cov_n(\cdot)$	: 標本数の変動に関する・の共分散
$h(\cdot)$	: 都市階級区分の1区分
$\mu$	: 母平均
$h'$	: 都市階級区分

(イ) 母数の推定

「(ア)」に示した推定式内の母数には、標本からの推定量を代わりに用いる。その求め方は次のとおり。

$\sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh})$ の推定に当たっては、調査を行っていない市町村の評価などを行わなければならない。しかし、補正区分別、調査市町村別の標本数はほとんどが0から2であり、評価の方法がないため、次の近似値で代用する。

$$\sigma^2(\bar{x}_{igh} | n_{igh}) \approx Var(x_{igh})$$

$Var(x_{igh})$  : i地方、g補正区分、h都市階級の分散

この近似値を用いて $\sigma^2(\bar{x}_{ig})$ を次のように推定する。

$$\begin{aligned} \sigma^2(\bar{x}_{ig}) = & \sum_h E_n \left[ \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left( \sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} \right)^2} \right] Var(x_{igh}) + \sum_h \mu_{igh}^2 Var_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \\ & + \sum_{h(1)h(2)} \mu_{igh(1)} \mu_{igh(2)} Cov_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2)) \end{aligned}$$

標本数の変動に関する母数は次のように1年間の変動から推定する。ただし、

$\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} = 0$ のときは、その地方、補正区分、都市階級及び月を除いて計算する。

$$\begin{aligned} \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left( \sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'} \right)^2} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}^{(t)}}{\left( \sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \right)^2} \right) \\ \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right)^2 \\ \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)}} \right) \\ \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) &= \frac{1}{b} \sum_t \left( \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}} \right) \right) \right. \\ &\quad \left. \times \left( \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}^{(t)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}^{(t)}} - \overline{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right) \right) \right) \end{aligned}$$

$t$  : 1月～12月

$n$  : 標本数

$b$  :  $\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}^{(t)} \neq 0$  の月数 ( $b \leq 12$ )

支出に関する母数は次のように1か月の標本から推定する。

$$\begin{aligned} \overline{Var}(x_{igh}) &= \frac{\sum (x_{ighm} - \bar{\mu}_{igh})^2}{n_{igh}} \\ \bar{\mu}_{igh} &= \frac{\sum x_{ighm}}{n_{igh}} \end{aligned}$$

なお、母平均の推定量  $\bar{\mu}_{igh}$  が得られないときは0で計算する。

また、母分散の推定量  $\overline{Var}(x_{igh})$  が得られないときは、次の式から得られる地方内の

単純不偏分散を代用する。これも得られないときは0で計算する。

$$\overline{Var}(x_{igh}) = \frac{\sum_h \sum_m (x_{ighm} - \bar{\mu}_{ig})^2}{\sum_h n_{igh}}$$

$$\bar{\mu}_{ig} = \frac{\sum_h \sum_m x_{ighm}}{\sum_h n_{igh}}$$

(ウ) 母数を標本からの推定量で代用した標準誤差の推定

以上の母数の推定量を用いて、全国の月平均の推定値の標準誤差の2乗を次のように推定する。

$$\overline{\sigma}^2(\bar{x}) = \frac{1}{\left(\sum_{ig} W_{ig}\right)^2} \left( \sum_{ig} W_{ig}^2 \overline{\sigma}^2(\bar{x}_{ig}) + \sum_i \sum_{g(1)g(2)} W_{ig(1)} W_{ig(2)} \overline{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

$$\overline{\sigma}^2(\bar{x}_{ig}) = \sum_h \bar{E}_n \left( \frac{\alpha_{ih}^2 n_{igh}}{\left(\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}\right)^2} \overline{Var}(x_{igh}) + \sum_h \bar{\mu}_{igh}^2 \overline{Var}_n \left( \frac{\alpha_{ih} n_{igh}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \right)$$

$$+ \sum_{h(1)h(2)} \bar{\mu}_{igh(1)} \bar{\mu}_{igh(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{igh(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{igh(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{igh'}} \right) \quad (h(1) \neq h(2))$$

$$\overline{Cov}(\bar{x}_{ig(1)}, \bar{x}_{ig(2)}) = \sum_{h(1)h(2)} \bar{\mu}_{ig(1)h(1)} \bar{\mu}_{ig(2)h(2)} \overline{Cov}_n \left( \frac{\alpha_{ih(1)} n_{ig(1)h(1)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(1)h'}}, \frac{\alpha_{ih(2)} n_{ig(2)h(2)}}{\sum_{h'} \alpha_{ih'} n_{ig(2)h'}} \right)$$

$$(g(1) \neq g(2))$$

年平均の推定値の標準誤差の2乗は次のように推定する。

$$\overline{\sigma}_{year}^2(\bar{x}) = \frac{\sum \overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(p)}}{12^2} \quad (p = 1\text{月} \sim 12\text{月})$$

$\overline{\sigma}^2(\bar{x})^{(p)}$  : p月の平均値の推定値の標準誤差の2乗

これより、年平均の標準誤差と標準誤差率は次のように求められる。

$$\text{標準誤差 (\%)} = \sqrt{\sigma_{year}^2(\bar{x})}$$

$$\text{標準誤差率 (\%)} = 100 \times \frac{\sqrt{\sigma_{year}^2(\bar{x})}}{\bar{x}}$$



別表1 地方・都市階級、層別市町村一覧

[県庁所在市、政令指定都市]

地方	都市階級	層番号	層化基準	調査世帯数	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市
北海道 東北	県	—	—	96	536,818	11.3	1	(01北海道) 100札幌市
		—	—	96	83,158	1.7	1	(02青森県) 201青森市
		—	—	96	78,976	1.7	1	(03岩手県) 201盛岡市
		—	—	96	276,073	5.8	1	(04宮城県) 100仙台市
		—	—	96	91,347	1.9	1	(05秋田県) 201秋田市
		—	—	96	66,798	1.4	1	(06山形県) 201山形市
		—	—	96	78,596	1.7	1	(07福島県) 201福島市
関東	県	—	—	96	73,905	1.6	1	(08茨城県) 201水戸市
		—	—	96	138,612	2.9	1	(09栃木県) 201宇都宮市
		—	—	96	94,779	2.0	1	(10群馬県) 201前橋市
		—	—	96	343,210	7.2	1	(11埼玉県) 100さいたま市
		—	—	96	273,902	5.8	1	(12千葉県) 100千葉市
		—	—	408	2,308,354	11.4	1	(13東京都) 100特別区部
		—	—	144	1,042,669	14.6	1	(14神奈川県) 100横浜市
		—	—	96	54,129	1.1	1	(19山梨県) 201甲府市
		—	—	96	106,328	2.2	1	(20長野県) 201長野市
		—	—	96	379,770	8.0	1	(14神奈川県) 130川崎市
	政	—	—	96	199,178	4.2	1	(14神奈川県) 150相模原市
北陸	県	—	—	96	216,654	4.6	1	(15新潟県) 100新潟市
		—	—	96	112,978	2.4	1	(16富山県) 201富山市
		—	—	96	120,927	2.5	1	(17石川県) 201金沢市
		—	—	96	68,356	1.4	1	(18福井県) 201福井市
東海	県	—	—	96	112,440	2.4	1	(21岐阜県) 201岐阜市
		—	—	96	197,984	4.2	1	(22静岡県) 100静岡市
		—	—	108	604,891	11.3	1	(23愛知県) 100名古屋市
		—	—	96	78,570	1.7	1	(24三重県) 201津市
	政	—	—	96	214,688	4.5	1	(22静岡県) 130浜松市
近畿	県	—	—	96	94,793	2.0	1	(25滋賀県) 201大津市
		—	—	96	388,511	8.2	1	(26京都府) 100京都市
		—	—	132	689,513	10.5	1	(27大阪府) 100大阪市
		—	—	96	430,895	9.0	1	(28兵庫県) 100神戸市
		—	—	96	105,362	2.2	1	(29奈良県) 201奈良市
	—	—	96	105,154	2.2	1	(30和歌山県) 201和歌山市	
政	—	—	96	240,601	5.1	1	(27大阪府) 140堺市	
中国	県	—	—	96	51,079	1.1	1	(31鳥取県) 201鳥取市
		—	—	96	54,489	1.1	1	(32島根県) 201松江市
		—	—	96	189,494	4.0	1	(33岡山県) 100岡山市
		—	—	96	323,528	6.8	1	(34広島県) 100広島市
		—	—	96	53,692	1.1	1	(35山口県) 203山口市
四国	県	—	—	96	70,469	1.5	1	(36徳島県) 201徳島市
		—	—	96	117,168	2.5	1	(37香川県) 201高松市
		—	—	96	142,854	3.0	1	(38愛媛県) 201松山市
		—	—	96	93,556	2.0	1	(39高知県) 201高知市
九州	県	—	—	96	369,325	7.8	1	(40福岡県) 130福岡市
		—	—	96	62,306	1.3	1	(41佐賀県) 201佐賀市
		—	—	96	124,108	2.6	1	(42長崎県) 201長崎市
		—	—	96	196,466	4.1	1	(43熊本県) 100熊本市
		—	—	96	132,048	2.8	1	(44大分県) 201大分市
		—	—	96	112,702	2.4	1	(45宮崎県) 201宮崎市
		—	—	96	167,539	3.5	1	(46鹿児島県) 201鹿児島市
	政	—	—	96	274,708	5.8	1	(40福岡県) 100北九州市
沖縄	県	—	—	168	83,326	1.0	1	(47沖縄県) 201那覇市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市
北海道	中	1	人口集中地区人口比率89.0%未満	183,569	10.3	3	(01北海道) 202函館市 206釧路市 213苫小牧市
		2	人口集中地区人口比率89.0%以上	149,938	8.4	2	(01北海道) 204旭川市 207帯広市
	小A	1	人口増減率-1.1%未満、世帯主の65歳以上世帯数比率35.0%未満	98,692	8.3	3	(01北海道) 208北見市 210岩見沢市 217江別市
		2	人口増減率-1.1%未満、世帯主の65歳以上世帯数比率35.0%以上	81,445	6.8	3	(01北海道) 203小樽市 205室蘭市 230登別市
		3	人口増減率-1.1%以上	81,991	6.9	4	(01北海道) 235石狩市 231恵庭市 234北広島市 224千歳市
東北	中	1	人口集中地区人口比率67.0%未満	185,760	10.4	3	(02青森県) 202弘前市 (04宮城県) 202石巻市 (07福島県) 204いわき市
		2	人口集中地区人口比率67.0%以上	154,921	8.7	2	(02青森県) 203八戸市 (07福島県) 203郡山市
	小A	1	世帯主の65歳以上世帯数比率33.6%未満	168,964	14.2	9	(02青森県) 206十和田市 208むつ市 (03岩手県) 206北上市 (04宮城県) 207名取市 209多賀城市 212登米市 (07福島県) 205白河市 207須賀川市 210二本松市
		2	世帯主の65歳以上世帯数比率33.6%以上、人口増減率-4.0%未満、第1次産業就業者数比率13.5%未満	176,986	14.9	9	(03岩手県) 202宮古市 205気仙沼市 (04宮城県) 203塩竈市 204大館市 207湯沢市 (05秋田県) 202能代市 210由利本荘市
		3	世帯主の65歳以上世帯数比率33.6%以上、人口増減率-4.0%未満、第1次産業就業者数比率13.5%以上	178,867	15.0	8	(06山形県) 202米沢市 204酒田市 (02青森県) 205五所川原市 (03岩手県) 209一関市 215奥州市 (04宮城県) 213栗原市 (05秋田県) 203横手市 212大仙市 (07福島県) 208喜多方市 213伊達市
		4	世帯主の65歳以上世帯数比率33.6%以上、人口増減率-4.0%以上	162,806	13.7	6	(03岩手県) 205花巻市 (04宮城県) 215大崎市 (06山形県) 203鶴岡市 210天童市 (07福島県) 202会津若松市 212南相馬市
関東	中	1	人口集中地区人口比率59.7%未満 第1次産業就業者数比率3.4%未満	245,501	13.7	4	(08茨城県) 220つくば市 221ひたちなか市 (09栃木県) 202足利市 (10群馬県) 202高崎市
		2	人口集中地区人口比率59.7%未満 第1次産業就業者数比率3.4%以上	261,323	14.6	5	(09栃木県) 208小山市 205太田市 (10群馬県) 204伊勢崎市 (11埼玉県) 202熊谷市 (20長野県) 203上田市
		3	人口集中地区人口比率59.7%~93.6%未満、第2次産業就業者数比率22.9%未満、65歳以上世帯数比率31.0%未満、人口増減率3.6%未満	306,221	17.1	3	(11埼玉県) 208所沢市 222越谷市 (14神奈川県) 205藤沢市
		4	人口集中地区人口比率59.7%~93.6%未満、第2次産業就業者数比率22.9%未満、65歳以上世帯数比率31.0%未満、人口増減率3.6%以上	324,486	18.2	3	(12千葉県) 217柏市 221八千代市 (13東京都) 201八王子市
		5	人口集中地区人口比率59.7%~93.6%未満、第2次産業就業者数比率22.9%未満、65歳以上世帯数比率31.0%以上	354,833	19.9	5	(11埼玉県) 214春日部市 219上尾市 (12千葉県) 212佐倉市 220流山市 (13東京都) 209町田市
		6	人口集中地区人口比率59.7%~93.6%未満、第2次産業就業者数比率22.9%~26.1%未満	349,448	19.6	6	(11埼玉県) 201川越市 215狭山市 232久喜市 (12千葉県) 208野田市 (14神奈川県) 206小田原市 (20長野県) 202松本市
		7	人口集中地区人口比率59.7%~93.6%未満、第2次産業就業者数比率26.1%以上	312,650	17.5	5	(08茨城県) 202日立市 (12千葉県) 219市原市 (14神奈川県) 203平塚市 211秦野市 212厚木市
		8	人口集中地区人口比率93.6%~99.0%未満、第2次産業就業者数比率16.9%未満	353,877	19.8	3	(12千葉県) 203市川市 204船橋市 (13東京都) 202立川市
		9	人口集中地区人口比率93.6%~99.0%未満、第2次産業就業者数比率16.9%~21.7%未満	310,988	17.4	3	(12千葉県) 207松戸市 (14神奈川県) 201横須賀市 204鎌倉市
		10	人口集中地区人口比率93.6%~99.0%未満、第2次産業就業者数比率21.7%以上	272,179	15.2	3	(11埼玉県) 203川口市 230新座市 (14神奈川県) 207茅ヶ崎市
		11	人口集中地区人口比率99.0%~100.0%未満	317,445	17.8	6	(11埼玉県) 221草加市 227浦安市 (12千葉県) 216習志野市 213東村山市 (13東京都) 212日野市 (14神奈川県) 213大和市
		12	人口集中地区人口比率100.0%	280,137	15.7	5	(13東京都) 204三鷹市 206府中市 208調布市 211小平市 229西東京市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市
関東	小A	1	人口集中地区人口比率15.3%未満	292,209	24.5	15	(08茨城県) 212常陸太田市 216笠間市 226那珂市 227筑西市 234鉾田市 236小美玉市 (09栃木県) 206日光市 (10群馬県) 211安中市 (12千葉県) 215旭市 230八街市 236香取市 237山武市 (19山梨県) 208南アルプス市 211笛吹市 (20長野県) 220安曇野市
		2	人口集中地区人口比率15.3~32.5%未満	303,340	25.5	16	(08茨城県) 211常総市 222鹿嶋市 228坂東市 232神栖市 (09栃木県) 210大田原市 213那須塩原市 (10群馬県) 208渋川市 209藤岡市 210富岡市 212みどり市 (12千葉県) 213東金市 233富里市 (20長野県) 206諏訪市 209伊那市 214茅野市 217佐久市
		3	人口集中地区人口比率32.5~39.5%未満	302,866	25.4	12	(08茨城県) 204古河市 205石岡市 207結城市 (09栃木県) 203栃木市 204佐野市 209真岡市 (10群馬県) 206沼田市 (11埼玉県) 210加須市 216羽生市 (12千葉県) 210茂原市 (20長野県) 205飯田市 218千曲市
		4	人口集中地区人口比率39.5~55.6%未満	294,194	24.7	14	(09栃木県) 205鹿沼市 216下野市 (10群馬県) 207館林市 (11埼玉県) 207秩父市 211本庄市 212東松山市 218深谷市 242日高市 (12千葉県) 202銚子市 229袖ヶ浦市 231印西市 (19山梨県) 202富士吉田市 (20長野県) 207須坂市 215塩尻市
		5	人口集中地区人口比率55.6~67.1%未満	318,054	26.7	12	(08茨城県) 203土浦市 208龍ヶ崎市 (10群馬県) 203桐生市 (11埼玉県) 206行田市 209飯能市 238蓮田市 239坂戸市 240幸手市 (12千葉県) 206木更津市 211成田市 225君津市 232白井市
		6	人口集中地区人口比率67.1~80.1%未満	283,861	23.8	11	(08茨城県) 217取手市 219牛久市 224守谷市 (11埼玉県) 217鴻巣市 233北本市 243吉川市 (12千葉県) 228四街道市 (13東京都) 205青梅市 228あきる野市 (14神奈川県) 214伊勢原市 (19山梨県) 210甲斐市
		7	人口集中地区人口比率80.1~99.2%未満、 第2次産業就業者数比率23.4%未満	304,548	25.6	11	(11埼玉県) 227朝霞市 229和光市 231桶川市 235富士見市 (12千葉県) 222我孫子市 224鎌ヶ谷市 (13東京都) 215国立市 221清瀬市 224多摩市 225稲城市 (14神奈川県) 208逗子市
		8	人口集中地区人口比率80.1~99.2%未満、 第2次産業就業者数比率23.4%以上	303,715	25.5	11	(11埼玉県) 225入間市 234八潮市 237三郷市 241鶴ヶ島市 245ふじみ野市 (13東京都) 223武蔵村山市 227羽村市 (14神奈川県) 215海老名市 216座間市 218綾瀬市 (20長野県) 204岡谷市
		9	人口集中地区人口比率99.2~100%	297,391	25.0	11	(11埼玉県) 223蕨市 224戸田市 228志木市 (13東京都) 203武蔵野市 207昭島市 210小金井市 214国分寺市 218福生市 219狛江市 220東大和市 222東久留米市
北陸	中	1	—	174,025	9.7	3	(15新潟県) 202長岡市 222上越市 (16富山県) 202高岡市
	小A	1	人口集中地区人口比率30.0%未満	149,428	12.6	9	(15新潟県) 210十日町市 212村上市 224佐渡市 226南魚沼市 (16富山県) 205氷見市 210南砺市 (17石川県) 202七尾市 206加賀市 (18福井県) 210坂井市
		2	人口集中地区人口比率30.0%以上、 人口増減率-0.7%未満	153,356	12.9	7	(15新潟県) 204三条市 205柏崎市 206新発田市 213燕市 218五泉市 (18福井県) 202敦賀市 209越前市
		3	人口集中地区人口比率30.0%以上、 人口増減率-0.7%以上	114,082	9.6	5	(16富山県) 211射水市 (17石川県) 203小松市 210白山市 212野々市市 (18福井県) 207鯖江市

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市	
東海	中	1	人口集中地区人口比率60.0%未満	342,032	19.2	6	(21岐阜県) 202大垣市 (22静岡県) 211磐田市 (23愛知県) 211豊田市 213西尾市 (24三重県) 204松阪市 207鈴鹿市	
		2	人口集中地区人口比率60.0%以上、65歳以上世帯数比率30.0%未満	336,888	18.9	4	(23愛知県) 201豊橋市 202岡崎市 206春日井市 212安城市	
		3	人口集中地区人口比率60.0%以上、65歳以上世帯数比率30.0%以上	367,222	20.6	5	(22静岡県) 203沼津市 210富士市 (23愛知県) 203一宮市 207豊川市 (24三重県) 202四日市市	
	小A	1	人口集中地区人口比率36.0%未満	335,114	28.2	16	(21岐阜県) 205関市 206中津川市 209羽島市 210恵那市 211美濃加茂市 214可児市 216瑞穂市 (22静岡県) 213掛川市 215御殿場市 216袋井市 (23愛知県) 220稲沢市 231田原市 232愛西市 (24三重県) 210亀山市 215志摩市 216伊賀市	
		2	人口集中地区人口比率36.0%~55.0%未満	326,175	27.4	13	(21岐阜県) 203高山市 204多治見市 212王岐市 (22静岡県) 207富士宮市 208伊東市 209島田市 220裾野市 221湖西市 (23愛知県) 208津島市 215犬山市 (24三重県) 203伊勢市 205桑名市 208名張市	
		3	人口集中地区人口比率55.0%~75.0%未満	308,819	25.9	11	(21岐阜県) 213各務原市 (22静岡県) 212焼津市 214藤枝市 (23愛知県) 204瀬戸市 214蒲郡市 216常滑市 217江南市 223大府市 224知多市 230日進市 236みよし市	
		4	人口集中地区人口比率75.0%以上	332,250	27.9	13	(22静岡県) 206三島市 (23愛知県) 205半田市 209碧南市 210刈谷市 219小牧市 222東海市 225知立市 226尾張旭市 229豊明市 233清須市 234北名古屋市 237あま市 238長久手市	
	近畿	中	1	人口集中地区人口比率92.0%未満	334,567	18.7	4	(27大阪府) 202岸和田市 219和泉市 (28兵庫県) 201姫路市 210加古川市
			2	人口集中地区人口比率92.0%~96.0%未満	336,081	18.8	4	(28兵庫県) 203明石市 204西宮市 214宝塚市 217川西市
			3	人口集中地区人口比率96.0%以上、65歳以上世帯数比率30.0%未満	344,985	19.3	4	(27大阪府) 203豊中市 205吹田市 211茨木市 (28兵庫県) 207伊丹市
4			人口集中地区人口比率96.0%以上、65歳以上世帯数比率30.0%以上、人口増減率-0.7%未満	335,613	18.8	3	(27大阪府) 215寝屋川市 227東大阪市 (28兵庫県) 202尼崎市	
5			人口集中地区人口比率96.0%以上、65歳以上世帯数比率30.0%以上、人口増減率-0.7%以上	357,264	20.0	4	(26京都府) 204宇治市 (27大阪府) 207高槻市 210枚方市 212八尾市	
小A		1	65歳以上世帯数比率34.5%未満、人口増減率2.6%未満、第1次産業就業者数比率1.5%未満、人口集中地区人口比率95.7%未満	242,377	20.4	10	(25滋賀県) 211湖南市 (27大阪府) 214富田林市 221柏原市 222羽曳野市 229四條畷市 230交野市 231大阪狭山市 (28兵庫県) 216高砂市 (29奈良県) 202大和高田市 205橿原市	
		2	65歳以上世帯数比率34.5%未満、人口増減率2.6%未満、第1次産業就業者数比率1.5%未満、人口集中地区人口比率95.7%以上	306,615	25.8	11	(26京都府) 208向日市 209長岡京市 (27大阪府) 206泉大津市 209守口市 217松原市 218大東市 220箕面市 223門真市 224摂津市 225高石市 226藤井寺市	
		3	65歳以上世帯数比率34.5%未満、人口増減率2.6%未満、第1次産業就業者数比率1.5%~3.5%未満	235,478	19.8	10	(25滋賀県) 202彦根市 (26京都府) 210八幡市 (27大阪府) 208貝塚市 213泉佐野市 228泉南市 232阪南市 (28兵庫県) 219三田市 229たつの市 (29奈良県) 203大和郡山市 206桜井市	
		4	65歳以上世帯数比率34.5%未満、人口増減率2.6%未満、第1次産業就業者数比率3.5%以上	210,020	17.6	9	(25滋賀県) 203長浜市 204近江八幡市 209甲賀市 213東近江市 (26京都府) 201福知山市 206亀岡市 (29奈良県) 204天理市 (30和歌山県) 203橋本市 208紀の川市	
		5	65歳以上世帯数比率34.5%未満、人口増減率2.6%以上	238,872	20.1	10	(25滋賀県) 206草津市 207守山市 208栗東市 (26京都府) 211京田辺市 214木津川市 (27大阪府) 204池田市 (28兵庫県) 206芦屋市 (29奈良県) 209生駒市 210香芝市 (30和歌山県) 209岩出市	
6	65歳以上世帯数比率34.5%以上	229,457	19.3	11	(25滋賀県) 212高島市 (26京都府) 202舞鶴市 207城陽市 212京丹後市 (27大阪府) 216河内長野市 (28兵庫県) 209豊岡市 212赤穂市 215三木市 223丹波市 (30和歌山県) 202海南市 206田辺市			

地方	都市階級	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市
中国	中	1	人口増減率0.0%未満	241,473	13.5	4	(32島根県) 203出雲市 (34広島県) 202呉市 (35山口県) 201下関市 202宇部市
		2	人口増減率0.0%以上	306,070	17.1	3	(33岡山県) 202倉敷市 (34広島県) 207福山市 212東広島市
	小A	1	第1次産業就業者数比率3.9%未満	179,458	15.1	7	(33岡山県) 204玉野市 (34広島県) 213廿日市市 (35山口県) 206防府市 207下松市 210光市 215周南市 216山陽小野田市
		2	第1次産業就業者数比率3.9%~5.6%未満	142,838	12.0	5	(31鳥取県) 202米子市 (33岡山県) 205笠岡市 208総社市 (34広島県) 204三原市 (35山口県) 208岩国市
		3	第1次産業就業者数比率5.6%以上	144,782	12.2	7	(31鳥取県) 203倉吉市 (32島根県) 202浜田市 204益田市 (33岡山県) 203津山市 (34広島県) 205尾道市 209三次市 (35山口県) 204萩市
	四国	中	1	—	48,465	2.7	1
小A		1	—	251,921	21.2	11	(36徳島県) 202鳴門市 204阿南市 (37香川県) 202丸亀市 203坂出市 205観音寺市 206さぬき市 208三豊市 (38愛媛県) 203宇和島市 205新居浜市 206西条市 213四国中央市
九州	中	1	—	200,245	11.2	3	(40福岡県) 203久留米市 (42長崎県) 202佐世保市 (45宮崎県) 202都城市
	小A	1	人口集中地区人口比率15.0%未満	121,334	10.2	8	(40福岡県) 210八女市 (41佐賀県) 206武雄市 (42長崎県) 214南島原市 (43熊本県) 210菊池市 213宇城市 (44大分県) 211宇佐市 (46鹿児島県) 208出水市 216日置市
		2	人口集中地区人口比率15.0%~25.0%未満	134,364	11.3	7	(40福岡県) 207柳川市 228朝倉市 (41佐賀県) 205伊万里市 (43熊本県) 206玉名市 208山鹿市 215天草市 (46鹿児島県) 215薩摩川内市
		3	人口集中地区人口比率25.0%~35.0%未満	125,951	10.6	5	(41佐賀県) 202唐津市 205佐伯市 (44大分県) 203中津市 (45宮崎県) 204日南市 (46鹿児島県) 203鹿屋市
		4	人口集中地区人口比率35.0%~43.0%未満	124,282	10.4	5	(40福岡県) 205飯塚市 206田川市 213行橋市 (44大分県) 204日田市 (46鹿児島県) 218霧島市
		5	人口集中地区人口比率43.0%~50.0%未満	127,901	10.7	5	(40福岡県) 204直方市 204荒尾市 (42長崎県) 204諫早市 (43熊本県) 202八代市 (46鹿児島県) 225姪良市
		6	人口集中地区人口比率50.0%以上、 65歳以上世帯数比率33.0%未満、 第2次産業就業者数比率16.8%未満	94,827	8.0	4	(40福岡県) 216小郡市 217筑紫野市 218春日市 221太宰府市
		7	人口集中地区人口比率50.0%以上、 65歳以上世帯数比率33.0%未満、 第2次産業就業者数比率16.8%以上	156,329	13.1	7	(40福岡県) 219大野城市 220宗像市 223古賀市 230糸島市 (41佐賀県) 203鳥栖市 (42長崎県) 205大村市 (43熊本県) 216合志市
8	人口集中地区人口比率50.0%以上、 65歳以上世帯数比率33.0%以上	138,641	11.6	5	(40福岡県) 202大牟田市 224福津市 (44大分県) 202別府市 (45宮崎県) 203延岡市 206日向市		
沖縄	小A	1	第1次産業就業者数比率1.2%未満	53,829	4.5	2	(47沖縄県) 205宜野湾市 208浦添市
		2	第1次産業就業者数比率1.2%~6.9%未満	79,673	6.7	3	(47沖縄県) 211沖縄市 212豊見城市 213うるま市
		3	第1次産業就業者数比率6.9%~21.4%未満	29,966	5.0	2	(47沖縄県) 209名護市 210糸満市
		4	第1次産業就業者数比率21.4%以上	14,716	2.5	1	(47沖縄県) 214宮古島市

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村
北海道	1	東部及び南部の海沿い	113,355	19.0	33	(01北海道) 211網走市 223根室市 543美幌町 545斜里町 546清里町 547小清水町 552佐呂間町 555遠軽町 559湧別町 564大空町 601日高町 602平取町 604新冠町 607浦河町 608様似町 609えりも町 610新ひだか町 638中札内村 639更別村 641大樹町 642広尾町 643幕別町 645豊頃町 649浦幌町 661釧路町 662厚岸町 663浜中町 664標茶町 668白糠町 691別海町 692中標津町 693標津町 694羅臼町
	2	中央部	107,223	18.0	35	(01北海道) 209夕張市 215美唄市 216芦別市 218赤平市 220士別市 222三笠市 225滝川市 226砂川市 227歌志内市 228深川市 229富良野市 303当別町 304新篠津村 423南幌町 424奈井江町 425上砂川町 427由仁町 428長沼町 429栗山町 430月形町 431浦臼町 432新十津川町 433妹背牛町 434秩父別町 436雨竜町 437北竜町 438沼田町 452鷹栖町 453東神楽町 455比布町 459美瑛町 460上富良野町 461中富良野町 464和寒町 465剣淵町
	3	南西部	111,412	18.7	44	(01北海道) 233伊達市 236北斗市 331松前町 332福島町 333知内町 334木古内町 337七飯町 343鹿部町 345森町 346八雲町 347長万部町 361江差町 362上ノ国町 363厚沢部町 364乙部町 367奥尻町 370今金町 371せたな町 391島牧村 392寿都町 393黒松内町 394蘭越町 395二セコ町 396真狩村 397留寿都村 398喜茂別町 399京極町 400倶知安町 401共和町 402岩内町 403泊村 404神恵内村 405積丹町 406古平町 407仁木町 408余市町 409赤井川村 571豊浦町 575壮瞥町 578白老町 581厚真町 584洞爺湖町 585安平町 586むかわ町
	4	北部及び山地部	111,132	18.7	51	(01北海道) 212留萌市 214稚内市 219紋別市 221名寄市 454当麻町 456愛別町 457上川町 458東川町 462南富良野町 463占冠村 468下川町 469美深町 470音威子府村 471中川町 472幌加内町 481増毛町 482小平町 483苦前町 484羽幌町 485初山別村 486遠別町 487天塩町 511猿払村 512浜頓別町 513中頓別町 514枝幸町 516豊富町 517礼文町 518利尻町 519利尻富士町 520幌延町 544津別町 549訓子府町 550置戸町 560滝上町 561興部町 562西興部村 563雄武町 631音更町 632土幌町 633上士幌町 634鹿追町 635新得町 636清水町 637茅室町 644池田町 646本別町 647足寄町 648陸別町 665弟子屈町 667鶴居村
東北	1	中部及び南部太平洋側※	152,301	25.6	25	(03岩手県) 203大船渡市 210陸前高田市 211釜石市 (461大槌町) 482山田町 (04宮城県) 208角田市 211岩沼市 214東松島市 323柴田町 341丸森町 361亶理町 362山元町 401松島町 404七ヶ浜町 406利府町 581女川町 606南三陸町 (07福島県) 209相馬市 541広野町 542檜葉町 543富岡町 545大熊町 546双葉町 547浪江町 561新地町
	2	北部太平洋側及び日本海側	153,475	25.8	42	(02青森県) 207三沢市 209つがる市 301平内町 303今別町 304蓬田村 307外ヶ浜町 321鱒ヶ沢町 323深浦町 343西目屋村 381板柳町 384鶴田町 387中泊町 401野辺地町 402七戸町 405六戸町 406横浜町 408東北町 411六ヶ所村 412おいらせ町 423大間町 424東通村 425風間浦村 426佐井村 442五戸町 445南部町 446階上町 (03岩手県) 207久慈市 483岩泉町 484田野畑村 485普代村 503野田村 507洋野町 (05秋田県) 206男鹿市 211潟上市 214にかほ市 346藤里町 348三種町 349八峰町 363八郎潟町 366井川町 368大湯村 (06山形県) 461遊佐町
	3	東部内陸地域及び山地部※	152,373	25.6	32	(02青森県) 441三戸町 450新郷村 (03岩手県) (208遠野市) 213二戸市 214八幡平市 301雫石町 302葛巻町 303岩手町 305滝沢村 321紫波町 322矢巾町 366西和賀町 381金ヶ崎町 402平泉町 441住田町 501軽米町 506九戸村 524一戸町 (04宮城県) 206白石市 301蔵王町 302七ヶ宿町 321大河原町 322村田町 324川崎町 421大和町 422大郷町 423富谷町 424大衡村 444色麻町 445加美町 501涌谷町 505美里町

※東日本大震災により岩手県大槌町が調査困難となったため、東北1層と3層を合わせた中から2市町村を調査する。この2市町村の調整係数はいずれも25.6となる。

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村 ・ 下線はH25標本改正時の調査市町村 ・ ( ) : 東日本大震災対応の調査市町村
東北	4	西部内陸地域及び山地部	150,082	25.2	35	(02青森県) 204黒石市 210平川市 361藤崎町 362大鰐町 367田舎館村 443田子町 (05秋田県) 209鹿角市 213北秋田市 215仙北市 303小坂町 327上小阿仁村 361五城目町 434美郷町 463羽後町 464東成瀬村 (06山形県) 205新庄市 206寒河江市 208村山市 211東根市 212尾花沢市 301山辺町 302中山町 321河北町 322西川町 324大江町 341大石田町 361金山町 362最上町 363舟形町 364真室川町 365大蔵村 366鮭川村 367戸沢村 426三川町 428庄内町
	5	南部内陸地域及び山地部	150,522	25.3	50	(06山形県) 207上市市 209長井市 213南陽市 323朝日町 381高島町 382川西町 401小国町 402白鷹町 403飯豊町 (07福島県) 211田村市 214本宮市 301桑折町 303国見町 308川俣町 322大玉村 342鏡石町 344天栄村 362下郷町 364檜枝岐村 367只見町 368南会津町 402北塩原村 405西会津町 407磐梯町 408猪苗代町 421会津坂下町 422湯川村 423柳津町 444三島町 445金山町 446昭和村 447会津美里町 461西郷村 464泉崎村 465中島村 466矢吹町 481棚倉町 482矢祭町 483塙町 484鮫川村 501石川町 502玉川村 503平田村 504浅川町 505古殿町 521三春町 522小野町 544川内村 548葛尾村 564飯館村
関東	1	北部太平洋側	191,107	32.1	25	(08茨城県) 214高萩市 215北茨城市 223潮来市 225常陸大宮市 229稲敷市 230かすみがうら市 233行方市 235つくばみらい市 302茨城町 309大洗町 310城里町 341東海村 364大子町 442美浦村 443阿見町 447河内町 564利根町 (12千葉県) 235匝瑳市 322酒々井町 329栄町 342神崎町 347多古町 349東庄町 409芝山町 410横芝光町
	2	北部山地部	170,623	28.7	39	(09栃木県) 211矢板市 214さくら市 215那須烏山市 342益子町 343茂木町 344市貝町 345芳賀町 384塩谷町 386高根沢町 407那須町 411那珂川町 (10群馬県) 344榛東村 345吉岡町 366上野村 367神流町 382下仁田町 383南牧村 384甘楽町 421中之条町 424長野原町 425嬭恋村 426草津町 428高山村 429東吾妻町 443片品村 444川場村 448昭和村 449みなかみ町 464玉村町 (11埼玉県) 343小川町 361横瀬町 362皆野町 363長瀬町 365小鹿野町 369東秩父村 381美里町 383神川町 385上里町 408寄居町
	3	中央部	167,032	28.1	20	(08茨城県) 210下妻市 231桜川市 521八千代町 542五霞町 546境町 (09栃木県) 301上三川町 361壬生町 364野木町 367岩舟町 (10群馬県) 521板倉町 522明和町 523千代田町 524大泉町 525邑楽町 (11埼玉県) 301伊奈町 324三芳町 442宮代町 445白岡町 464杉戸町 465松伏町
	4	南部太平洋側及び島嶼	190,599	32.0	35	(12千葉県) 205館山市 218勝浦市 223鴨川市 226富津市 234南房総市 238いすみ市 402大網白里町 403九十九里町 421一宮町 422睦沢町 423長生村 424白子町 426長柄町 427長南町 441大多喜町 443御宿町 463鑑南町 (13東京都) 361大島町 362利島村 363新島村 364神津島村 381三宅村 382御蔵島村 401八丈町 402青ヶ島村 421小笠原村 (14神奈川県) 210三浦市 301葉山町 321寒川町 341大磯町 342二宮町 361中井町 362大井町 383真鶴町 384湯河原町
	5	西部及び東部内陸地域	193,846	32.6	40	(11埼玉県) 326毛呂山町 327越生町 341滑川町 342嵐山町 346川島町 347吉見町 348鳩山町 349ときがわ町 (13東京都) 303瑞穂町 305日の出町 307檜原村 308奥多摩町 (14神奈川県) 217南足柄市 363松田町 364山北町 366開成町 382箱根町 401愛川町 402清川村 (19山梨県) 204都留市 205山梨市 206大月市 207韮崎市 212上野原市 213甲州市 214中央市 346市川三郷町 364早川町 365身延町 366南部町 368富士川町 384昭和町 422道志村 423西桂町 424忍野村 425山中湖村 429鳴沢村 430富士河口湖町 442小菅村 443丹波山村

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村
関東	6	内陸地域	190,853	32.1	65	(19山梨県) 209北杜市 (20長野県) 208小諸市 210駒ヶ根市 211中野市 212大田市 213飯山市 219東御市 303小海町 304川上村 305南牧村 306南相木村 307北相木村 309佐久穂町 321軽井沢町 323御代田町 324立科町 349青木村 350長和町 361下諏訪町 362富士見町 363原村 382辰野町 383箕輪町 384飯島町 385南箕輪村 386中川村 388宮田村 402松川町 403高森町 404阿南町 407阿智村 409平谷村 410根羽村 411下條村 412売木村 413天龍村 414泰阜村 415喬木村 416豊丘村 417大鹿村 422上松町 423南木曾町 425木祖村 429王滝村 430大桑村 432木曾町 446麻績村 448生坂村 450山形村 451朝日村 452筑北村 481池田町 482松川村 485白馬村 486小谷村 521坂城町 541小布施町 543高山村 561山ノ内町 562木島平村 563野沢温泉村 583信濃町 588小川村 590飯綱町 602栄村
北陸	1	北部日本海側	95,039	16.0	16	(15新潟県) 209加茂市 211見附市 216糸魚川市 227胎内市 307聖籠町 342弥彦村 361田上町 405出雲崎町 504刈羽村 586粟島浦村 (16富山県) 204魚津市 206滑川市 207黒部市 321舟橋村 342入善町 343朝日町
	2	南部日本海及び能登半島	119,623	20.1	21	(17石川県) 204輪島市 205珠洲市 207羽咋市 209かほく市 211能美市 324川北町 361津幡町 365内灘町 384志賀町 386宝達志水町 407中能登町 461穴水町 463能登町 (18福井県) 204小浜市 208あわら市 404南越前町 423越前町 442美浜町 481高浜町 483おおい町 501若狭町
	3	山地部	105,620	17.7	16	(15新潟県) 208小千谷市 217妙高市 223阿賀野市 225魚沼市 385阿賀町 461湯沢町 482津南町 581関川村 (16富山県) 208砺波市 209小矢部市 322上市町 323立山町 (18福井県) 205大野市 206勝山市 322永平寺町 382池田町
東海	1	東部太平洋側	138,902	23.3	19	(22静岡県) 205熱海市 219下田市 222伊豆市 223御前崎市 224菊川市 225伊豆の国市 226牧之原市 301東伊豆町 302河津町 304南伊豆町 305松崎町 306西伊豆町 325函南町 341清水町 342長泉町 344小山町 424吉田町 429川根本町 461森町
	2	南部太平洋側及び伊勢湾・三河湾周辺	136,981	23.0	21	(23愛知県) 227高浜市 235弥富市 425蟹江町 427飛島村 441阿久比町 442東浦町 445南知多町 446美浜町 447武豊町 501幸田町 (24三重県) 209尾鷲市 211鳥羽市 212熊野市 303木曾岬町 343朝日町 344川越町 442明和町 472南伊勢町 543紀北町 561御浜町 562紀宝町
	3	中央部	135,187	22.7	23	(21岐阜県) 208瑞浪市 221海津市 302岐南町 303笠松町 341養老町 382輪之内町 383安八町 421北方町 501坂祝町 502富加町 503川辺町 504七宗町 521御嵩町 (23愛知県) 221新城市 228岩倉市 302東郷町 342豊山町 361大口町 362扶桑町 424大治町 561設楽町 562東栄町 563豊根村
	4	第1、2、3層に分類されない主に山地部	137,765	23.1	24	(21岐阜県) 207美濃市 215山県市 217飛騨市 218本巣市 219郡上市 220下呂市 361垂井町 362関ヶ原町 381神戸町 401揖斐川町 403大野町 404池田町 505八百津町 506白川町 507東白川村 604白川村 (24三重県) 214いなべ市 324東員町 341菰野町 441多気町 443大台町 461玉城町 470度会町 471大紀町
近畿	1	滋賀県、京都府、兵庫県及び奈良県で65歳以上世帯数比率33.5%未満	139,342	23.4	19	(25滋賀県) 210野洲市 383日野町 384竜王町 425愛荘町 441豊郷町 (26京都府) 322久御山町 344宇治田原町 366精華町 (28兵庫県) 218小野市 228加東市 301猪名川町 382播磨町 464太子町 (29奈良県) 211葛城市 345安堵町 424上牧町 425王寺町 426広陵町 442大淀町
	2	滋賀県、京都府、兵庫県及び奈良県で65歳以上世帯数比率33.5%~38.0%未満	148,359	24.9	18	(25滋賀県) 214米原市 442甲良町 (26京都府) 303大山崎町 343井手町 (28兵庫県) 205洲本市 213西脇市 220加西市 221篠山市 224南あわじ市 227宍粟市 365多可町 381稲美町 443福崎町 (29奈良県) 207五條市 343三郷町 344斑鳩町 361川西町 363田原本町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村
近畿	3	滋賀県、京都府、兵庫県及び奈良県で65歳以上世帯数比率38.0%以上	150,476	25.3	40	(25滋賀県) 443多賀町 (26京都府) 203綾部市 205宮津市 213南丹市 364笠置町 365和束町 367南山城村 407京丹波町 463伊根町 465与謝野町 (28兵庫県) 208相生市 222養父市 225朝来市 226淡路市 442市川町 446神河町 481上郡町 501佐用町 585香美町 586新温泉町 (29奈良県) 208御所市 212宇陀市 322山添村 342平群町 362三宅町 385曾爾村 386御杖村 401高取町 402明日香村 427河合町 441吉野町 443下市町 444黒滝村 446天川村 447野迫川村 449十津川村 450下北山村 451上北山村 452川上村 453東吉野村
	4	大阪府及び和歌山県	142,439	23.9	34	(27大阪府) 301島本町 321豊能町 322能勢町 341忠岡町 361熊取町 362田尻町 366岬町 381太子町 382河南町 383千早赤阪村 (30和歌山県) 204有田市 205御坊市 207新宮市 304紀美野町 341かつらぎ町 343九度山町 344高野町 361湯浅町 362広川町 366有田川町 381美浜町 382日高町 383由良町 390印南町 391みなべ町 392日高川町 401白浜町 404上富田町 406すさみ町 421那智勝浦町 422太地町 424古座川町 427北山村 428串本町
中国	1	西部瀬戸内海側	95,954	16.1	16	(34広島県) 203竹原市 211大竹市 215江田島市 302府中町 304海田町 307熊野町 309坂町 368安芸太田町 369北広島町 431大崎上島町 (35山口県) 212柳井市 305周防大島町 321和木町 341上関町 343田布施町 344平生町
	2	東部瀬戸内海側	98,010	16.5	13	(33岡山県) 207井原市 209高梁市 211備前市 212瀬戸内市 213赤磐市 216浅口市 423早島町 445里庄町 461矢掛町 681吉備中央町 (34広島県) 208府中市 462世羅町 545神石高原町
	3	東部日本海側及び東部山地部	99,267	16.7	27	(31鳥取県) 204境港市 302岩美町 325若桜町 328智頭町 329八頭町 364三朝町 370湯梨浜町 371琴浦町 372北栄町 384日吉津村 386大山町 389南部町 390伯耆町 401日南町 402日野町 403江府町 (33岡山県) 210新見市 214真庭市 215美作市 346和気町 586新庄村 606鏡野町 622勝央町 623奈義町 643西粟倉村 663久米南町 666美咲町
	4	西部日本海側及び西部山地部	99,172	16.7	20	(32島根県) 205大田市 206安来市 207江津市 209雲南市 343奥出雲町 386飯南町 441川本町 448美郷町 449邑南町 501津和野町 505吉賀町 525海士町 526西ノ島町 527知夫村 528隠岐の島町 (34広島県) 210庄原市 214安芸高田市 (35山口県) 211長門市 213美祢市 502阿武町
四国	1	瀬戸内海側	130,726	22.0	19	(37香川県) 204善通寺市 207東かがわ市 322王庄町 324小豆島町 341三木町 364直島町 386宇多津町 387綾川町 403琴平町 404多度津町 406まんのう町 (38愛媛県) 204八幡浜市 207大洲市 210伊予市 214西予市 356上島町 401松前町 422内子町 442伊方町 (36徳島県) 203小松島市 383牟岐町 387美波町 388海陽町 401松茂町 402北島町
	2	太平洋側	128,761	21.6	30	(38愛媛県) 506愛南町 (39高知県) 202室戸市 203安芸市 204南国市 205土佐市 206須崎市 208宿毛市 209土佐清水市 210四万土市 211香南市 301東洋町 302奈半利町 303田野町 304安田町 305北川村 306馬路村 307芸西村 401中土佐町 402佐川町 410日高村 412四万十町 424大月町 427三原村 428黒潮町
	3	山地部	127,123	21.4	30	(36徳島県) 205吉野川市 206阿波市 207美馬市 208三好市 301勝浦町 302上勝町 321佐那河内村 341石井町 342神山町 368那賀町 403藍住町 404板野町 405上板町 468つるぎ町 489東みよし町 (38愛媛県) 215東温市 386久万高原町 402砥部町 484松野町 488鬼北町 (39高知県) 212香美市 341本山町 344大豊町 363土佐町 364大川村 386いの町 387仁淀川町 403越知町 405橋原町 411津野町
九州	1	北部	157,797	26.5	21	(40福岡県) 215中間市 226宮若市 305那珂川町 341宇美町 342篠栗町 343志免町 344須恵町 345新宮町 348久山町 349粕屋町 381芦屋町 382水巻町 383岡垣町 384遠賀町 401小竹町 402鞍手町 (41佐賀県) 210神埼市 327吉野ヶ里町 341基山町 345上峰町 346みやき町

地方	層番号	層化基準	二人以上の世帯の調査対象世帯数	調整係数	対象市町村数	層に含まれる市町村
九州	2	北西部日本海側及び有明海周辺	160,599	27.0	25	(41佐賀県) 204多久市 207鹿島市 208小城市 209嬉野市 387玄海町 401有田町 423大町町 424江北町 425白石町 441太良町 (42長崎県) 207平戸市 208松浦市 209対馬市 210杵崎市 211五島市 212西海市 213雲仙市 307長与町 308時津町 321東彼杵町 322川棚町 323波佐見町 383小値賀町 391佐々町 411新上五島町
	3	中部地域	159,719	26.8	25	(40福岡県) 211筑後市 212大川市 225うきは市 229みやま市 447筑前町 503大刀洗町 522大木町 544広川町 (42長崎県) 203島原市 (43熊本県) 203人吉市 211宇土市 212上天草市 364玉東町 367南関町 368長洲町 369和水町 403大津町 404菊陽町 442嘉島町 443益城町 444甲佐町 468氷川町 482芦北町 513球磨村 531苓北町
	4	北東部（福岡県東部及び大分県全域）	157,574	26.5	28	(40福岡県) 214豊前市 227嘉麻市 421桂川町 448東峰村 601香春町 602添田町 604糸田町 605川崎町 608大任町 609赤村 610福智町 621苅田町 625みやこ町 642吉富町 646上毛町 647築上町 (44大分県) 206臼杵市 207津久見市 208竹田市 209豊後高田市 210杵築市 212豊後大野市 213由布市 214国東市 322姫島村 341日出町 461九重町 462玖珠町
	5	東部太平洋側及び山地部	152,990	25.7	42	(43熊本県) 214阿蘇市 348美里町 423南小国町 424小国町 425産山村 428高森町 432西原村 433南阿蘇村 441御船町 447山都町 501錦町 505多良木町 506湯前町 507水上村 510相良村 511五木村 512山江村 514あさぎり町 (45宮崎県) 205小林市 207串間市 208西都市 209えびの市 341三股町 361高原町 382国富町 383綾町 401高鍋町 402新富町 403西米良村 404木城町 405川南町 406都農町 421門川町 429諸塚村 430椎葉村 431美郷町 441高千穂町 442日之影町 443五ヶ瀬町
	6	南部（鹿児島県北東部を除く）	160,589	27.0	35	(46鹿児島県) 224伊佐市 392さつま町 452湧水町 (43熊本県) 205水俣市 484津奈木町 (46鹿児島県) 204枕崎市 206阿久根市 210指宿市 213西之表市 214垂水市 217曾於市 219いちき串木野市 220南さつま市 221志布志市 222奄美市 223南九州市 303三島村 304十島村 404長島町 468大崎町 482東串良町 490錦江町 491南大隅町 492肝付町 501中種子町 502南種子町 505屋久島町 523大和村 524宇検村 525瀬戸内町 527龍郷町 529喜界町 530徳之島町 531天城町 532伊仙町 533和泊町 534知名町 535与論町
	沖縄	1	北部及び中部	37,868	6.4	12
2		南部	48,388	8.1	7	(47沖縄県) 215南城市 327北中城村 328中城村 329西原町 348与那原町 350南風原町 362八重瀬町
3		島しょ	18,829	3.2	13	(47沖縄県) 207石垣市 353渡嘉敷村 354座間味村 355粟国村 356渡名喜村 357南大東村 358北大東村 359伊平屋村 360伊是名村 361久米島町 375多良間村 381竹富町 382与那国町

別表2 調査市町村別調査世帯数及び調整係数（二人以上の世帯）

都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級注)	調 査 世帯数	調 整 係数	都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級注)	調 査 世帯数	調 整 係数	
北 海 道	01100	札幌市	大	96	11.3	千 葉 県	11227	朝霞市	小A	24	25.6	
	01202	函館市	中	36	10.3		12100	千葉市	大	96	5.8	
	01204	旭川市	中	36	8.4		12206	木更津市	小A	24	26.7	
	01205	室蘭市	小A	24	6.8		12210	茂原市	小A	24	25.4	
	01208	北見市	小A	24	8.3		12212	佐倉市	中	36	19.9	
	01214	稚内市	B・町	12	18.7		12227	浦安市	中	36	17.8	
	01224	千歳市	小A	24	6.9		東 京 都	13100	特別区部	大	408	11.4
	01225	滝川市	B・町	12	18.0			13201	八王子市	中	36	18.2
	01334	木古内町	B・町	12	18.7			13202	立川市	中	36	19.8
	01564	大空町	B・町	12	19.0			13206	府中市	中	36	15.7
青 森 県	02201	青森市	中	96	1.7	13219	狛江市	小A	24	25.0		
	02208	むつ市	小A	24	14.2	神 奈 川 県	14100	横浜市	大	144	14.6	
	02381	板柳町	B・町	12	25.8		14130	川崎市	大	96	8.0	
岩 手 県	03201	盛岡市	中	96	1.7		14150	相模原市	大	96	4.2	
	(03208)	(遠野市)	(B・町)	(12)	(25.6)	14201	横須賀市	中	36	17.4		
	03209	一関市	小A	24	15.0	14210	三浦市	B・町	12	32.0		
	(03461)	(大槌町)	(B・町)	(12)	(25.6)	14214	伊勢原市	小A	24	23.8		
宮 城 県	04100	仙台市	大	96	5.8	14216	座間市	小A	24	25.5		
	04202	石巻市	中	36	10.4	新 潟 県	15100	新潟市	大	96	4.6	
	04206	白石市	B・町	12	25.6		15202	長岡市	中	36	9.7	
秋 田 県	05201	秋田市	中	96	1.9		15208	小千谷市	B・町	12	17.7	
	05207	湯沢市	小A	24	14.9	富 山 県	16201	富山市	中	96	2.4	
山 形 県	06201	山形市	中	96	1.4		16204	魚津市	B・町	12	16.0	
	06203	鶴岡市	小A	24	13.7		16211	射水市	小A	24	9.6	
	06301	山辺町	B・町	12	25.2	石 川 県	17201	金沢市	中	96	2.5	
福 島 県	07201	福島市	中	96	1.7		17202	七尾市	小A	24	12.6	
	07203	郡山市	中	36	8.7		17211	能美市	B・町	12	20.1	
	07211	田村市	B・町	12	25.3	福 井 県	18201	福井市	中	96	1.4	
茨 城 県	08201	水戸市	中	96	1.6		18202	敦賀市	小A	24	12.9	
	08202	日立市	中	36	17.5	山 梨 県	19201	甲府市	中	96	1.1	
	08443	阿見町	B・町	12	32.1		19212	上野原市	B・町	12	32.6	
栃 木 県	09201	宇都宮市	中	96	2.9	長 野 県	20201	長野市	中	96	2.2	
	09202	足利市	中	36	13.7		20202	松本市	中	36	19.6	
	09301	上三川町	B・町	12	28.1		20217	佐久市	小A	24	25.5	
群 馬 県	10201	前橋市	中	96	2.0	20383	箕輪町	B・町	12	32.1		
	10211	安中市	小A	24	24.5	岐 阜 県	21201	岐阜市	中	96	2.4	
	10344	榛東村	B・町	12	28.7		21205	関市	小A	24	28.2	
埼 玉 県	11100	さいたま市	大	96	7.2		21208	瑞浪市	B・町	12	22.7	
	11202	熊谷市	中	36	14.6	21217	飛騨市	B・町	12	23.1		
	11203	川口市	中	36	15.2	静 岡 県	22100	静岡市	大	96	4.2	
	11208	所沢市	中	36	17.1		22130	浜松市	大	96	4.5	
	11211	本庄市	小A	24	24.7		22225	伊豆の国市	B・町	12	23.3	

都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 <sup>注)</sup>	調 査 世帯数	調整 係数	都道府 県名	市町村 番号	調査市 市町村	都市 階級 <sup>注)</sup>	調 査 世帯数	調整 係数	
愛 知 県	23100	名古屋市	大	108	11.3	山 口 県	35202	宇部市	中	36	13.5	
	23203	一宮市	中	36	20.6		35203	山口市	中	96	1.1	
	23206	春日井市	中	36	18.9		35216	山陽小野田市	小A	24	15.1	
	23208	津島市	小A	24	27.4		徳 島 県	36201	徳島市	中	96	1.5
	23217	江南市	小A	24	25.9			36207	美馬市	B・町	12	21.4
	23226	尾張旭市	小A	24	27.9		香 川 県	37201	高松市	中	96	2.5
	23447	武豊町	B・町	12	23.0			37202	丸亀市	小A	24	21.2
三 重 県	24201	津市	中	96	1.7	愛 媛 県	38201	松山市	中	96	3.0	
	24204	松阪市	中	36	19.2		38202	今治市	中	36	2.7	
滋 賀 県	25201	大津市	中	96	2.0	38204	八幡浜市	B・町	12	22.0		
	25210	野洲市	B・町	12	23.4	高 知 県	39201	高知市	中	96	2.0	
京 都 府	26100	京都市	大	96	8.2		39210	四万十市	B・町	12	21.6	
	26202	舞鶴市	小A	24	19.3	福 岡 県	40100	北九州市	大	96	5.8	
	26214	木津川市	小A	24	20.1		40130	福岡市	大	96	7.8	
大 阪 府	27100	大阪市	大	132	10.5		40207	柳川市	小A	24	11.3	
	27140	堺市	大	96	5.1	40216	小郡市	小A	24	8.0		
	27210	枚方市	中	36	20.0	40219	大野城市	小A	24	13.1		
	27214	富田林市	小A	24	20.4	40382	水巻町	B・町	12	26.5		
	27220	箕面市	小A	24	25.8	佐 賀 県	41201	佐賀市	中	96	1.3	
	27227	東大阪市	中	36	18.8		41202	唐津市	小A	24	10.6	
	兵 庫 県	28100	神戸市	大	96	9.0	長 崎 県	42201	長崎市	中	96	2.6
28201		姫路市	中	36	18.7	42202		佐世保市	中	36	11.2	
28204		西宮市	中	36	18.8	42207		平戸市	B・町	12	27.0	
28205		洲本市	B・町	12	24.9	熊 本 県	43100	熊本市	大	96	4.1	
28207		伊丹市	中	36	19.3		43202	八代市	小A	24	10.7	
28229		たつの市	小A	24	19.8	43369	和水町	B・町	12	26.8		
奈 良 県		29201	奈良市	中	96	2.2	大 分 県	44201	大分市	中	96	2.8
	29427	河合町	B・町	12	25.3	44204		日田市	小A	24	10.4	
和 歌 山 県	30201	和歌山市	中	96	2.2	宮 崎 県	44206	白杵市	B・町	12	26.5	
	30208	紀の川市	小A	24	17.6		45201	宮崎市	中	96	2.4	
	30382	日高町	B・町	12	23.9		45203	延岡市	小A	24	11.6	
鳥 取 県	31201	鳥取市	中	96	1.1	45205	小林市	B・町	12	25.7		
	31328	智頭町	B・町	12	16.7	鹿 児 島 県	46201	鹿児島市	中	96	3.5	
島 根 県	32201	松江市	中	96	1.1		46216	日置市	小A	24	10.2	
	32207	江津市	B・町	12	16.7	46217	曾於市	B・町	12	27.0		
岡 山 県	33100	岡山市	大	96	4.0	沖 縄 県	47201	那覇市	中	168	1.0	
	33203	津山市	小A	24	12.2		47205	宜野湾市	小A	24	4.5	
	33423	早島町	B・町	12	16.5		47207	石垣市	B・町	12	3.2	
広 島 県	34100	広島市	大	96	6.8		47209	名護市	小A	12	5.0	
	34204	三原市	小A	24	12.0		47211	沖縄市	小A	24	6.7	
	34207	福山市	中	36	17.1		47214	宮古島市	小A	12	2.5	
	34309	坂町	B・町	12	16.1	47306	今帰仁村	B・町	12	6.4		
						47327	北中城村	B・町	12	8.1		

注) 結果表章上の都市階級：大……大都市（政令指定都市） 中……中都市（大都市を除く人口15万以上の市）  
 小A……小都市A（人口5万以上15万未満の市） B・町……小都市B・町村（人口5万未満の市・町村）  
 （ ）：東日本大震災対応の調査市町村。岩手県大槌町と同じ層内の市町村で調査の実施が可能となるまでの間、岩手県遠野市で調査を実施する。

別表3 単位区分、地方・都市階級別調査世帯数及び調整係数（単身世帯）

単位区分	地方	都市階級 <sup>注)</sup>	調査対象世帯数	調査世帯	調整係数
一般単位区	北海道・東北	大都市	467,820	16	59.0
		中都市（県庁市）	155,499	40	7.8
		中都市（県庁市以外）	285,687	12	48.0
		小都市・町村	677,738	23	59.4
	関東	大都市	3,054,572	78	79.0
		中都市（県庁市）	183,356	40	9.2
		中都市（県庁市以外）	1,508,205	36	84.5
		小都市・町村	1,230,277	24	103.4
	北陸・東海	大都市	564,155	33	34.5
		中都市（県庁市）	180,917	40	9.1
		中都市（県庁市以外）	374,949	12	63.0
		小都市・町村	720,530	21	69.2
	近畿	大都市	1,108,442	35	63.9
		中都市（県庁市）	104,960	24	8.8
		中都市（県庁市以外）	661,422	15	88.9
		小都市・町村	606,308	16	76.4
	中国・四国	大都市	239,287	16	30.2
		中都市（県庁市）	249,455	56	9.0
		中都市（県庁市以外）	210,853	9	47.2
		小都市・町村	506,921	15	68.1
	九州	大都市	499,150	24	41.9
		中都市（県庁市）	260,602	40	13.1
		中都市（県庁市以外）	78,719	3	52.9
		小都市・町村	670,755	22	61.5
沖縄	中都市（県庁市）	40,800	14	5.9	
	小都市・町村	98,416	9	22.0	
寮・寄宿舎 単位区	北海道・東北		26,170	12	4.4
	関東		158,306	30	10.6
	北陸・東海		90,304	6	30.3
	近畿		52,654	12	8.8
	中国・四国		30,068	6	10.1
	九州・沖縄		25,469	6	8.6
合計				745	

注) 調整係数算出のための都市階級区分  
 大都市……………政令指定都市  
 中都市……………大都市を除く人口15万以上の市  
 小都市・町村…小都市A（人口5万以上15万未満の市）、  
                   小都市B（人口5万未満の市）・町村